令和５年度

鳥取県企業自立サポート融資
規　程　集

令和５年１０月

鳥 取 県 商 工 労 働 部

目　次

頁

鳥取県企業自立サポート事業の貸付利率(R5.4.1～R5.9.30までの融資実行適用分)・・・・１

１　鳥取県企業自立サポート事業基本要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　鳥取県企業自立化支援資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

３　鳥取県中小企業小口融資実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

４　小規模事業者融資制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

５　鳥取県創業支援資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

６　鳥取県新事業展開資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

７　鳥取県新規需要開拓設備資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

８　鳥取県経営体質強化資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８

９　鳥取県経営安定支援借換資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２

１０　鳥取県取引安定化対策資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０

１１　鳥取県経営再生円滑化借換特別資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６

１２　鳥取県再生支援資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４

１３　鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９０

１４　鳥取県災害等緊急対策資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２

１５　鳥取県流動資産担保融資制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１０

１６　鳥取県事業承継支援資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４

１７　鳥取県働き方改革応援資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８

１８　鳥取県災害対応力強化資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４

１９　鳥取県産業未来共創資金(大型投資)制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０

２０　鳥取県バイオ産業支援資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４

２１　鳥取県経営安定事業継続支援資金制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６０

２２　特別利率適用確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６６

２３　鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱・・・・・・・・１７０

２４　鳥取県企業自立サポート事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・１７９

【関係法令等抜粋】

中小企業信用保険法（第１条、第２条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８４

中小企業信用保険法施行令（第１条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８８

責任共有制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９０

小口零細企業保証制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９６

鳥取県企業自立サポート事業（制度金融）の融資利率等一覧表

令和５年１０月１日から令和６年３月３１日までの融資実行に係るもの

資金名		種別	貸付期間（据置期間）	貸付限度額	貸付利率（単位:%） 保証付き	貸付利率（単位:%） 保証なし	預託利率
企業自立化支援資金		運転	7年以内（1年以内）	1億円	2.10	－	各金融機関における普通預金利率
		設備	10年以内（1年以内）				
中小企業小口融資		運転	5年以内（6月以内）	2,000万円	通常：1.66	－	
		設備	7年以内（1年以内）		特別：1.43		
小規模事業者融資		運転	7年以内（1年以内）	3,000万円	通常：1.66	－	
		設備	10年以内（1年以内）		特別：1.43		
創業支援資金	一般貸付	運転設備	10年以内（2年以内）	1億円	1.66	－	
	スタートアップ創出促進貸付		10年以内（1年（特例3年）以内）	3,500万円	1.66		
新事業展開資金	①経営革新貸付	運転設備	10年以内（2年以内）	1億円	1.43	－	
	②海外展開貸付						
新規需要開拓設備資金	通常利率特別利率	運転設備（一部借換）	10年以内（3年（特例5年）以内）	保証枠	通常：1.66	ー	
					特別：1.43	ー	
			20年以内（3年（特例5年）以内）		通常：1.87	ー	
					特別：1.60	ー	
	SDGs特別利率		10年以内（5年以内）		当初5年：1.00 6年目以降：1.43	ー	
			20年以内（5年以内）		当初5年：1.00 6年目以降：1.60		
経営体質強化資金		運転設備（借換）	10年以内（3年以内）	8,000万円	1.43	ー	
経営安定支援借換資金		借換（一部運転設備）	10年以内（3年以内）	2億円	通常：1.66	－	
					特別：1.43		
取引安定化対策資金		運転	7年以内（1年以内）	5,000万円	1.66	－	
経営再生円滑化借換特別資金		借換（一部運転設備）	10年以内（1年以内）	保証枠	1.43	－	
			15年以内（1年以内）		1.60		
再生支援資金		運転設備	10年以内（1年以内）	1億円	2.10以内	－	
			15年以内（1年以内）		2.40以内		
地域経済変動対策資金		運転・設備（一部借換）	10年以内（3年以内）	商工労働部長が別に定める額	1.43	－	
災害等緊急対策資金		運転設備	10年以内（3年以内）	2億8,000万円	1.43	－	
		設備	15年以内（3年以内）				
流動資産担保融資		運転設備	1年以内 ※1年毎の更新可能（最大3年）	1億円	1.47	－	
事業承継支援資金	一般貸付	運転設備	10年以内（2年以内）	2億8,000万円	1.43	ー	
	特別保証貸付（保証人不要）	運転・設備・借換	10年以内（1年以内）	2億8,000万円	1.43	ー	
働き方改革応援資金		運転設備	10年以内（2年以内）	3,000万円	1.43	ー	
災害対応力強化資金		設備	10年以内（1年以内）	1億円	1.43	－	
			15年以内（1年以内）		1.60		
産業未来共創資金(大型投資)（旧 企業立地促進資金、産業成長応援資金(大型投資)）		運転設備	10年以内（2年以内）	運転1億円 設備対象経費（最高50億円）	1.43以内	1.68以内	
		設備	15年以内（2年以内）				
バイオ産業支援資金		運転・設備	10年以内（3年以内）	1億円	1.43	－	
		設備	15年以内（3年以内）				
経営安定事業継続支援資金		運転・一部借換	5年以内（満期一括返済）	3,000万円	1.80	ー	

利子補助率（県）・預託割合（市町村）										
市郡別	負担割合		利子補助率 共通	預託割合 銀行・商工組合中央金庫			預託割合 信用金庫・県信連・信漁連			
	県	市町村	県	市	町村	金融機関	市	町村	金融機関	
共通	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
共通	2/3	1/3	0.293	1/8.4		1.8/2.8	1/6.6		1.2/2.2	
			0.447、0.523	1/6.6	1/8.4	1.2/2.2	1/5.7	1/6.6	0.9/1.9	
市部	1/2	1/2	0.22	1/5.6	－	1.8/2.8	1/4.4	－	1.2/2.2	
郡部	1	－	0.44	－			－			
市部	1/2	1/2	0.335	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	－	0.67	－			－			
市部	1/2	1/2	0.22	1/5.6	－	1.8/2.8	1/4.4	－	1.2/2.2	
郡部	1	－	0.44	－			－			
市部	1/2	1/2	0.22	1/5.6	－	1.8/2.8	1/4.4	－	1.2/2.2	
郡部	1	－	0.44	－			－			
市部	1/2	1/2	0.335	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	－	0.67	－			－			
市部	1/2	1/2	0.22	1/5.6	－	1.8/2.8	1/4.4	－	1.2/2.2	
郡部	1	ー	0.44	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.335	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	ー	0.67	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.265	1/5.6	－	1.8/2.8	1/4.4	－	1.2/2.2	
郡部	1	ー	0.53	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.40	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	ー	0.80	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.765	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	ー	1.10	ー			ー			
市部	1/2	1/2	1.00	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	ー	1.40	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.335	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	ー	0.67	ー			ー			
市部	2/3	1/3	0.293	1/8.4	－	1.8/2.8	1/6.6	－	1.2/2.2	
郡部	1	－	0.44	－			－			
市部	2/3	1/3	0.447	1/6.6	－	1.2/2.2	1/5.7	－	0.9/1.9	
郡部	1	－	0.67	－			－			
市部	2/3	1/3	0.293	1/8.4	－	1.8/2.8	1/6.6	－	1.2/2.2	
郡部	1	－	0.44	－			－			
市部	1/2	1/2	0.335	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	ー	0.67	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.400	1/4.4	ー	1.2/2.2	1/3.8	ー	0.9/1.9	
郡部	1	ー	0.80	ー			ー			
共通	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
市部	1/2	1/2	0.335	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	ー	0.67	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.335	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	－	0.67	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.485	1/4	ー	1/2	1/3.4	ー	0.7/1.7	
郡部	1	－	0.97	ー			ー			
共通	1	－	0.43	－	－	2.3/3.3	－	－	1.3/2.3	
市部	1/2	1/2	0.335	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	ー	0.67	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.335	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	ー	0.67	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.335	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	ー	0.67	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.335	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	ー	0.67	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.400	1/4.4	ー	1.2/2.2	1/3.8	ー	0.9/1.9	
郡部	1	ー	0.80	ー			ー			
市部	1/2	1/2	0.335、0.46	1/4.4	－	1.2/2.2	1/3.8	－	0.9/1.9	
郡部	1	ー	0.67、0.92	－			－			
市部	1/2	1/2	0.485、0.61	1/4	－	1/2	1/3.4	－	0.7/1.7	
郡部	1	－	0.97、1.22	－			－			
共通	1	－	0.67	－	－	1.2/2.2	－	－	0.9/1.9	
			0.97			1/2			0.7/1.7	
共通	ー	ー	－	ー	－	ー	ー	－	ー	

※貸付期間は（　　）書きの据置期間を含む。

※県の利子補助率は、（金融機関利回り－貸付利率（※））×県負担割合。※産業成長応援資金（大型投資）資金については上限利率。

※県は利子補給方式とし、資金ごとの毎月末残高に補助率を乗じて得た額を半年ごとで合計し、補助金として金融機関へ拠出。

※市町村は、預託方式とし、資金ごとの残高に預託割合を乗じた金額を金融機関へ預託。

鳥取県企業自立サポート事業基本要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、県内中小企業者等の事業の活性化及び経営の安定化などに必要な資金の融資を円滑化し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を図るため、県が行う鳥取県企業自立サポート事業（以下「制度融資」という。）の基本的事項及び各資金の制度要綱（以下「資金要綱」という。）の共通事項について必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱及び資金要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　中小企業者　　中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「信用保険法」という。）第２条第１項第１号及び第２号に掲げるものをいう。
（２）　組合等　　信用保険法第２条第１項第３号から第 11 号までに掲げるものをいう。
（３）　中小企業者等　中小企業者及び組合等をいう。
（４）　保証協会　　鳥取県信用保証協会をいう。
（５）　商工団体　　県内の商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会をいう。
（６）　取扱金融機関　保証協会と信用保証に関し約定し､かつ県内に本支店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

（資金の種類）
第３条　この要綱に基づき融資する資金の種類は、次に定めるものとし、その資金の融資目的、融資対象者、融資条件等は別に設ける資金要綱等において定める。
（１）　企業自立化支援資金
（２）　中小企業小口融資
（３）　小規模事業者融資
（４）　創業支援資金
（５）　新事業展開資金
（６）　新規需要開拓設備資金
（７）　経営体質強化資金
（８）　経営安定支援借換資金
（９）　取引安定化対策資金
(10)　経営再生円滑化借換特別資金
(11)　再生支援資金
(12)　地域経済変動対策資金
(13)　災害等緊急対策資金
(14)　流動資産担保融資
(15)　事業承継支援資金
(16)　働き方改革応援資金
(17)　災害対応力強化資金
(18)　産業成長応援資金（大型投資）資金
(19)　バイオ産業支援資金
(20)　経営安定事業継続支援資金

（資金措置）
第４条　県は、制度融資を運用するため、毎年度予算の範囲内において、鳥取県企業自立サポート事業補助金交付要綱に基づき、取扱金融機関に対し利子補助を行うこととする。

（融資対象の基本要件）
第５条　資金の融資を受けることができる者は、原則として次の各号に掲げる要件を全て備えた者でなければならない。
（１）　県内に事業所を有し、事業を営んでいる者（県内に新たに事業所を開設し、事業を開始する具体的計画を有する者、又は事業を営んでいない者で、県内で新たに事業を開始する具体的計画を有する者を含む。）
（２）　保証協会が求償権を有していない者（求償権が連帯保証債務に係るもの等であり、保証協会が特に認めた者を含む。）
（３）　融資の申込時において、県税を滞納していない者

（融資の申込み）
第６条　資金の融資を受けようとする者は、所定の申込書を資金要綱で定める申込先に提出するものとする。

（貸付の方式）
第７条　制度融資においては、流動資産担保融資制度を除き、極度方式貸付は認めない。

（融資状況の報告）
第８条　保証協会は、取扱金融機関が融資を実行した場合は、翌月 10 日までに様式第１号により、資金要綱で定める先へ報告するものとする。ただし、産業成長応援資金（大型投資）資金及び地域経済変動対策資金（保証協会の保証を要しないものに限る。）については、取扱金融機関が報告するものとする。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則
１　この要綱は平成 18 年４月１日から施行し、平成 18 年度の貸付けから適用する。
２　この要綱の実施以前に行われた資金の融資については、なお従前の例による。

附　則
この改正は、平成 19 年４月１日から施行し、平成 19 年度の貸付けから適用する。

附　則
この改正は、平成 19 年 10 月１日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附　則
この改正は、平成 20 年４月１日から施行し、平成 20 年度の貸付けから適用する。

附　則
この改正は、平成 20 年 10 月 31 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 21 年２月 23 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 21 年 10 月 19 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 23 年１月 21 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 23 年 10 月 19 日から施行し、同年 10 月 31 日から適用する。

附　則
この改正は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 24 年８月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 24 年 10 月５日から施行する。

附　則
この改正は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 25 年７月 31 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 25 年９月 20 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 26 年３月 10 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 27 年３月９日から施行する。

附　則
この改正は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。

附　則
この改正は、令和２年５月１日から施行する。

附　則
この改正は、令和４年４月１日から施行する。

（様式第１号）

企業自立サポート事業融資実行報告書
資金名（　　資金）

鳥取県知事
　　様
　　市長

金融機関名　　印

（　　年　　月実行分）　　（単位：千円）

企業(組合)名	所在地	借入期間(月)	当初実行				予定平均残高					
			実行日	金額	利率(%)	保証の有無	年度	年度	年度	年度	年度	年度

鳥取県企業自立化支援資金制度要綱

（目的）
第１条　この要綱は、県内の中小企業者等の経営に必要な運転資金及び設備の設置に必要な資金の確保を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（融資対象者）
第３条　この資金の融資の対象となる者は、鳥取県内に事業所を有する中小企業者等とする。

（融資条件）
第４条　この資金の融資条件は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>資金の使途</td><td>運転資金及び設備資金</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>１億円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>運転資金　７年以内（据置１年以内を含む。）
設備資金　10年以内（据置１年以内を含む。）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年2.10パーセント（変動金利）</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：%）
<table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>1.45</td><td>1.38</td><td>1.28</td><td>1.18</td><td>1.08</td><td>1.00</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr></table>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>割賦均等償還</td></tr>
</table>

（融資の申込み）
第５条　この資金の融資を受けようとする者は、企業自立化支援資金融資申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。
２　申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した後、指導票（様式第２号）を作成し、申込書と併せて、保証協会に送付するものとする。

（融資の内定と実行）
第６条　保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。
２　内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（融資実行の報告）
第７条　基本要綱第８条に定める報告先は県とする。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　　則

1　この要綱は平成 18 年４月１日から施行し、平成 18 年度の貸付けから適用する。

2　この要綱の実施以前に行われた「鳥取県中小企業経営健全化資金」、「鳥取県中小企業設備資金」、「鳥取県観光開発促進資金」、「鳥取県港湾等利用促進資金」の融資について、県は金融機関に対し、預託による資金措置を実施し、預託額は融資残高に対し商工労働部長が別に定める割合を乗じた額とする。

3　この要綱の実施以前に行われた、「鳥取県観光開発促進資金」に係る事業認定分については、従前の要綱に基づく条件で対象企業者へ融資を実行し、金融機関に対しては預託による資金措置を実施し、預託額は融資残高に対し商工労働部長が別に定める割合を乗じた額とする。

附　　則

この改正は、平成 19 年４月１日から施行し、平成 19 年度の貸付けから適用する。

附　　則

1　この改正は、平成 19 年 10 月１日から施行し、同日の貸付けから適用する。

2　平成 19 年 10 月１日前に貸付けられた資金に係る保証料率については、なお従前の例による。

附　　則

この改正は、平成 20 年４月１日から施行し、平成 20 年度の貸付けから適用する。

附　　則

この改正は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　　則

この改正は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　　則

この改正は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　　則

この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　　則

この改正は、令和元年７月 30 日から施行し、令和元年８月１日以降の貸付けから適用する。

様式第１号

年　　月　　日

企業自立化支援資金融資申込書

鳥取県知事　○○○○　様

（申込者）
所 在 地
企 業 名
代表者名　　印

企業自立化支援資金制度要綱第５条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

１　申請企業の概要等

<table>
<tr><td>（１）資本金
（元入金）</td><td>千円</td></tr>
<tr><td>（２）従業員数</td><td>人</td></tr>
<tr><td>（３）業　種
（具体的に）</td><td></td></tr>
<tr><td>最近２年間の事業実績</td><td>（単位：千円）<table><tr><td></td><td>売　上　高</td><td>減価償却費</td><td>税引後利益</td></tr><tr><td>年　　月
～　　年　　月</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>年　　月
～　　年　　月</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（４）借入希望額</td><td>千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（５）資金使途
（借入希望額内訳）</td><td>設備資金　　千円　｜　運転資金　　千円</td></tr>
<tr><td>（資金使途明細）<table><tr><td></td><td>明　　細
（名称・型式等）</td><td>数量</td><td>金　　額
（千円）</td><td>着　手
予定日</td><td>完　了
予定日</td></tr><tr><td rowspan="4">設
備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>運
転</td><td colspan="5">（利用目的）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（６）借入希望金融機関</td><td></td></tr>
<tr><td>（７）借入期間</td><td>年（うち　　年）</td></tr>
<tr><td>（８）本資金の過去の利用状況</td><td>年度　　千円
年度　　千円</td></tr>
</table>

２　資金調達計画

資金調達内訳	金額（千円）	借入先・借入条件等
（１）本資金		
（２）借入金		
（３）自己資金		
合　　計		

【添付資料】
１　県税事務所が発行する納税証明書
２　見積書等金額の根拠となるものの写し
３　最近２年間の決算書

様式第２号

指　　導　　票

企 業 名		業　　種	
資 本 金	千円	従業員数	人
本資金借入残高	千円	今回申込額	千円

（単位：千円、％）

		年　月　日	年　月　日	増　　減
損	売　上　高			
	減価償却費			
益	純　利　益			
貸	借入金総額			
	長期借入金			
	短期借入金			
借	経 営 資 本			
経営指標等	営業利益/売上高			
	支払利息/売上高			
	現金・預金＋受取手形＋売掛金/流動負債（当座比率）			
	固定資産/自己資本＋長期借入金（固定長期適合率）			
	自己資本/総資産			
	長期借入金/売上高			

所見、指導事項等
所属団体名 指導員氏名　　印

鳥取県中小企業小口融資実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、県下中小企業の振興を図るため県が、市町村、保証協会及び金融機関と協力し、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度（平成19年８月13日付中庁第１号中小企業庁長官通知）を活用して、信用保険法第２条第３項第１号から第６号までに定める小規模企業者（以下、本要領において「小規模企業者」という。）に対する無担保小口融資を促進することを趣旨とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（市町村の実施要綱の設定）

第３条　この融資を実施しようとする市町村は、管内の小規模企業者を対象とする要綱を設定するものとする。

（融資対象者及び融資条件等）

第４条　この資金の融資対象者及び融資条件等は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>融資対象者</td><td>従業員の数が20人（商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）にあっては５人）以下の事業者
（ただし、この制度による保証と既保証を合わせた保証債務残高が2,000万円以下の者に限る。）</td></tr>
<tr><td>資金の使途</td><td>運転資金及び設備資金及び借換資金（本資金の運転資金又は設備資金の借入れに併せて本資金を借り換える場合に限る。）</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>2,000万円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>運転資金　５年以内（据置６月以内を含む。）
設備資金　７年以内（据置１年以内を含む。）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>通常利率：年1.66パーセント（変動金利）
特別利率：年1.43パーセント（変動金利）
※特別利率の適用は、次のいずれかに該当する場合に限る。
ア　最近３か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ５パーセント以上減少している場合
イ　直近決算期において輸出入取引又は輸出入関連企業（輸出入取引を行っている製造業等をいう。以下同じ。）との取引が売上高の20パーセント以上を占める者が、次のいずれかに該当する場合
（ア）　最近１か月間に決済をした輸出入取引において、売買契約締結当時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ５パーセント以上の損失を受けている場合
（イ）　最近３か月間の輸出入関連企業からの受注数量又は受注金額（以下「受注数量等」）が、前年同期に比べ５パーセント以上減少している場合
（ウ）　最近１か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ５パーセント以上減少し、かつ、その後の２か月間を含む３か月間の受注数量等が前年同期に比べ５パーセント以上の減少が見込まれる場合</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：％）<table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>0.48</td><td>0.43</td><td>0.38</td><td>0.33</td><td>0.27</td><td>0.22</td><td>0.18</td><td>0.13</td><td>0.11</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>担保</td><td>無担保</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>一括又は割賦均等償還</td></tr>
<tr><td>申込み</td><td>各市町村</td></tr>
</table>

２　前項の規定による特別利率の適用を受けようとする者は、商工労働部長が別に定める特別利率適用確認書を借入申込書に添付し、市町村又は市町村が定める申込書受付機関の適否の確認を受けるものとする。

（審査）
第５条　この資金の融資に当たっては、市町村は審査会を設置するなど、保証協会、関係金融機関等の意見を聞き、審査を行うものとする。

（資金措置）
第６条　この資金を運用するため、県は基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、市町村は預託により、金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。
（１）　県
ア　補助金額　この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額
イ　補助対象期間　年度更新とし、この要領に基づき金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「金融機関の融資期間」という。）を限度とする。
（２）　市町村
ア　預託額　　この資金の融資額に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額
イ　預託利率　商工労働部長が別に定める。
ウ　預託期間　年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

（損失補償）
第７条　この制度を実施する市町村は、当該市町村と保証協会との間に代位弁済額（元金及び利息）の１割を限度とする損失補償契約を締結するものとする。

（その他）
第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則
１　この要領は平成 18 年４月１日から施行し、平成 18 年度の貸付けから適用する。
２　この要領の実施以前で平成 17 年度以前に行われた「鳥取県中小企業小口融資」の融資に係る、県の金融機関に対する資金措置は預託とし、預託額は融資残高に対し商工労働部長が別に定める割合を乗じた額とする。

附　則
この改正は、平成 19 年４月１日から施行し、平成 19 年度の貸付けから適用する。

附　則
この改正は、平成 19 年 10 月１日から施行し、同日の貸付けから適用する。ただし、平成 19 年９月 30 日までに審査を経て保証協会が受け付けたものについては、貸付日が平成 19 年 10 月１日以降であっても、融資利率を除き、なお従前の例によるものとする。

附　則
この改正は、平成 20 年４月１日から施行し、平成 20 年度の貸付けから適用する。

附　則
１　この改正は、平成 20 年 10 月 31 日から施行する。
２　施行日前に融資の決定を受け、かつ、融資の実行を行っていない場合であって、第４条第１項に規定する特別利率の適用を受けようとするときは、同条第２項の規定を準用し、特別利率適用確認書を商工団体に提出し、適否の確認を受けるものとする。

附　則
この改正は、平成 21 年２月 18 日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附　則
この改正は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 21 年７月１日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 22 年６月 18 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 22 年９月３日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 22 年 12 月８日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年１月 21 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附　則

１　この改正は、平成 23 年３月 25 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

２　前項後段の規定に関わらず、改正前要領の第３条「融資利率」の特別利率の適用に係るアからクについては、平成 23 年３月 31 日までに申込みのあった貸付については、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成 23 年５月 30 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年８月 24 日から施行し、改正後の鳥取県中小企業小口融資実施要領の規定は同年９月１日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年９月 21 日から施行し、改正後の鳥取県中小企業小口融資実施要領の規定は、同年 10 月３日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年 12 月 16 日から施行し、改正後の鳥取県中小企業小口融資実施要領の規定は、平成 24 年１月１日から適用する。

附　則

この改正は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 26 年３月 10 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 27 年３月９日から施行する。

附　則

この改正は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和元年７月 30 日から施行し、令和元年８月１日以降の貸付けから適用する。

（別記様式）

特 別 利 率 適 用 確 認 書
（ 売 上 高 等 ）

年　　月　　日

鳥 取 県 知 事　　様

（借入申込者）
所 在 地
電話番号
企 業 名
代 表 者　　印

○売上高等
該当する項目に○を付けてください。
〔 1.売上高　　2.販売数量　　3.完成工事高　　4.受注残高 〕

時　　期	当 該 年 (a)	前　　年(b)	減　少　率 [{1-(a/b)}×100]
年　　月	千円	千円	
年　　月	千円	千円	
年　　月	千円	千円	
合　　計	千円	千円	適用要件 ％ ≧５％

※建設業を営む者にあっては、「完成工事高」又は「受注残高」を記載してください。

中小企業小口融資実施要領第４条、経営安定支援借換資金制度要綱第４条及び小規模事業者融資制度要綱第３条に規定する特別利率の対象要件に合致することを確認しました。

受付団体名　　職・氏名　　印

（別記様式）

特 別 利 率 適 用 確 認 書
（ 為 替 変 動 対 応 ）

年　　月　　日

鳥 取 県 知 事　　様

（借入申込者）
所 在 地
電話番号
企 業 名
代 表 者　　印

次の２から４までについては、要件に該当するもののみ記載してください。

1　直近決算期における輸出入取引又は輸出入関連企業との取引の割合

直近決算期における売上高　（A）	直近決算期における輸出入等取引額（B）	取引の割合 (B/A×100)
円	円	%

注）取引の割合は、20%以上となっていること。

2　最近１か月に決済をした輸出入取引における損失の状況

（単位：千円）

契約日	売買契約額	売買契約締結当時為替レート	円建売上・仕入額見込み(A)	決済日	決済時為替レート	円建売上・仕入決済額(B)	減少率 [(1-B/A)×100]
合　計							

注１）売買契約額は、売買契約書に記載された通貨（例：ドル、ユーロ等）で記載すること。
注２）売買契約締結当時為替レートは、売買契約上の為替レート、為替予約の為替レート又は契約日の為替レートを記載すること。
注３）減少率は、５%以上となっていること。

3　最近３か月の輸出入関連企業からの受注の状況

時　期	当該年（A）	前　年(B)	減少率 [(1-A/B)×100]
年　月			
年　月			
年　月			
合　計			%

注１）受注数量・受注金額の内容に応じて単位を記載すること。（例：個、トン、千円　等）
注２）減少率は、５%以上となっていること。

4　最近１か月の輸出入関連企業からの受注の状況とその後２か月の見込み

区　分	時　　期	当　該　年（A）	前　　年(B)	減　少　率 [(1-A/B)×100]
最近１か月	年　　月			
その後 ２か月 見込み	年　　月			
	年　　月			
３か月	合　　計			%

注１）受注数量・受注金額の内容に応じて単位を記載すること。（例：個、トン、千円　等）
注２）減少率は、５％以上となっていること。

中小企業小口融資実施要領第４条、経営安定支援借換資金制度要綱第４条及び小規模事業者融資制度要綱第３条に規定する特別利率の対象要件に合致することを確認しました。

受付団体名　　職・氏名　　印

小規模事業者融資制度要綱

（目　的）
第１条　この要綱は、県内の小規模事業者の経営に必要な運転資金及び設備の設置に必要な資金の融資を促進することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定　義）
第２条　この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（融資対象者及び融資条件等）
第３条　この資金の融資対象者及び融資条件等は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>融資対象者</td><td>従業員の数が20人（商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）にあっては10人）以下の事業者
（ただし、この制度に係る保証と既保証との保証合計残高が8,000万円以下の者）</td></tr>
<tr><td>資金の使途</td><td>運転資金及び設備資金及び借換資金（本資金の運転資金又は設備資金の借入れに併せて本資金を借り換える場合に限る。）</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>3,000万円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>運転資金　７年以内（据置１年以内を含む。）
設備資金　10年以内（据置１年以内を含む。）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>通常利率：年1.66パーセント（変動金利）
特別利率：年1.43パーセント（変動金利）
※特別利率の適用は、次のいずれかに該当する場合に限る。
ア　最近３か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ５パーセント以上減少している場合
イ　直近決算期において輸出入取引又は輸出入関連企業（輸出入取引を行っている製造業等をいう。以下同じ。）との取引が売上高の20パーセント以上を占める者が、次のいずれかに該当する場合
（ア）　最近１か月間に決済をした輸出入取引において、売買契約締結当時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ５パーセント以上の損失を受けている場合
（イ）　最近３か月間の輸出入関連企業からの受注数量又は受注金額（以下「受注数量等」という。）が、前年同期に比べ５パーセント以上減少している場合
（ウ）　最近１か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ５パーセント以上減少し、かつ、その後の２か月間を含む３か月間の受注数量等が前年同期に比べ５パーセント以上の減少が見込まれる場合</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：％）
<table>
<tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>0.48</td><td>0.43</td><td>0.38</td><td>0.33</td><td>0.27</td><td>0.22</td><td>0.18</td><td>0.13</td><td>0.11</td></tr>
</table>
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.15％とする。</td></tr>
<tr><td>担　保</td><td>無担保</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>割賦均等償還</td></tr>
</table>

（融資の申込み）
第４条　この資金の融資を受けようとする者は、小規模事業者融資申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

なお、特別利率の適用を受けようとする者は、商工労働部長が別に定める特別利率適用確認書（以下「確認書」という。）を申込書に添付するものとする。

2　申込書及び確認書（以下「申込書等」という。）の提出を受けた商工団体は、申込書等の内容を精査するとともに、特別利率適用要件の適否を確認した後、申込書等を保証協会に送付するものとする。

（融資の内定と実行）

第５条　保証協会は、申込書等を受け付けたときは、金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2　内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（資金措置）

第６条　この資金を運用するため、県は基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、市は預託により、取扱金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

（１）　県

ア　補助金額　この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ　補助対象期間　年度更新とし、前条第２項の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

（２）　市

ア　預託額　　この資金の融資額に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ　預託利率　商工労働部長が別に定める。

ウ　預託期間　年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（融資の実行報告）

第７条　基本要綱第８条に定める報告先は、県及び市とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 20 年 10 月 31 日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 21 年２月 18 日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 21 年４月１日から施行し、平成 21 年度の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 21 年７月１日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 22 年６月 18 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 22 年９月３日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 22 年 12 月８日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年１月 21 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附　則

１　この改正は、平成 23 年３月 25 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

２　前項後段の規定に関わらず、改正前要綱の第３条「融資利率」の特別利率の適用に係るアからクについては、平成 23 年３月 31 日までに申込みのあった貸付については、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成 23 年５月 30 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年８月 24 日から施行し、改正後の小規模事業者融資制度要綱の規定は同年９月１日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年９月 21 日から施行し、改正後の小規模事業者融資制度要綱の規定は、同年 10 月３日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年 12 月 16 日から施行し、改正後の小規模事業者融資制度要綱の規定は、平成 24 年１月１日から適用する。

附　則

この改正は、平成 24 年４月１日から施行し、改正後の小規模事業者融資制度要綱の規定は、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 26 年３月 10 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 27 年３月９日から施行する。

附　則

この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和元年８月１日から施行し、令和元年８月１日以降の貸付けから適用する。

別記様式

小規模事業者融資申込書

年　　月　　日

鳥取県知事　○○○○　様

(申込者)
所 在 地
企 業 名
代表者名　　印

小規模事業者融資制度要綱第４条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1　申請企業の概要等

資本金(元入金)	千円	従 業 員 数	人
業　　種	※具体的に記載してください		

最近２年間の事業実績

(単位：千円)

期　　間	売　上　高	減価償却費	税引後利益
年　月 ～　　年　月			
年　月 ～　　年　月			

2　借入申込み

借入希望額	千円（うち運転　　千円・設備　　千円）					
資金使途明細	設備	明　　細（名称・形式等）	数　量	金　　額	着手予定日	完了予定日
	運転	(利用目的)				
	借換	当初借入年月日	金融機関名	現在残高		
借入金融機関	銀行・金庫　　支店					
借入期間	年（うち据置　　年）					

3　資金調達計画

資金調達内訳	金　　額	借入先・借入条件等
本資金	千円	
借入金	千円	
自己資金	千円	
合　　計	千円	

【添付書類】
1　納税証明書（県税及び市税）
2　見積書等金額の根拠となるものの写し
3　最近２年間の決算書

（別記様式）

特 別 利 率 適 用 確 認 書
（ 売 上 高 等 ）

年　　月　　日

鳥 取 県 知 事　　様

(借入申込者)
所 在 地
電話番号
企 業 名
代 表 者　　印

○売上高等
該当する項目に○を付けてください。
〔 1.売上高　　2.販売数量　　3.完成工事高　　4.受注残高 〕

時　　期	当 該 年 (a)	前　　年(b)	減　少　率 [{1−(a/b)}×100]
年　　月	千円	千円	
年　　月	千円	千円	
年　　月	千円	千円	
合　　計	千円	千円	適用要件 ％ ≧５％

※建設業を営む者にあっては、「完成工事高」又は「受注残高」を記載してください。

中小企業小口融資実施要領第４条、経営安定支援借換資金制度要綱第４条及び小規模事業者融資制度要綱第３条に規定する特別利率の対象要件に合致することを確認しました。

受付団体名　　職・氏名　　印

（別記様式）

特 別 利 率 適 用 確 認 書
（ 為 替 変 動 対 応 ）

年　　月　　日

鳥 取 県 知 事　　様

（借入申込者）
所 在 地
電話番号
企 業 名
代 表 者　　印

次の２から４までについては、要件に該当するもののみ記載してください。

1　直近決算期における輸出入取引又は輸出入関連企業との取引の割合

直近決算期における売上高　（A）	直近決算期における輸出入等取引額（B）	取引の割合 (B/A×100)
円	円	%

注）取引の割合は、20%以上となっていること。

2　最近１か月に決済をした輸出入取引における損失の状況

（単位：千円）

契約日	売買契約額	売買契約締結当時為替レート	円建売上・仕入額見込み(A)	決済日	決済時為替レート	円建売上・仕入決済額(B)	減少率 [(1-B/A)×100]
合　計							

注１）売買契約額は、売買契約書に記載された通貨（例：ドル、ユーロ等）で記載すること。
注２）売買契約締結当時為替レートは、売買契約上の為替レート、為替予約の為替レート又は契約日の為替レートを記載すること。
注３）減少率は、５%以上となっていること。

3　最近３か月の輸出入関連企業からの受注の状況

時　期	当該年（A）	前　年(B)	減少率 [(1-A/B)×100]
年　月			
年　月			
年　月			
合　計			%

注１）受注数量・受注金額の内容に応じて単位を記載すること。（例：個、トン、千円　等）
注２）減少率は、５%以上となっていること。

4　最近１か月の輸出入関連企業からの受注の状況とその後２か月の見込み

区　分	時　　期	当　該　年（A）	前　　年(B)	減　少　率 [(1-A/B)×100]
最近１か月	年　　月			
その後 ２か月 見込み	年　　月			
	年　　月			
３か月	合　　計			%

注１）受注数量・受注金額の内容に応じて単位を記載すること。（例：個、トン、千円　等）
注２）減少率は、５％以上となっていること。

中小企業小口融資実施要領第４条、経営安定支援借換資金制度要綱第４条及び小規模事業者融資制度要綱第３条に規定する特別利率の対象要件に合致することを確認しました。

受付団体名　　職・氏名　　印

鳥取県創業支援資金制度要綱

（目的）
第１条　この要綱は、新たに事業に取り組もうとする個人や中小企業者等に必要な資金を融資し、雇用の維持及び雇用機会の創出と地域経済の活性化に資することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（融資対象者及び融資条件）
第３条　この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。
（１）一般貸付

融資対象者	次のいずれかに該当する者 ア　事業を営んでいない個人で、本資金の融資実行後１月以内（※）に新たな事業を開始する具体的計画を有するもの イ　事業を営んでいない個人で、本資金の融資実行後２月以内（※）に新たな会社を設立し、当該会社で事業を開始する具体的計画を有するもの ウ　中小企業である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、分社化により新たに中小企業である会社（以下「新設会社」という。）を設立し、当該新設会社で事業を開始する具体的計画を有するもの エ　事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始し若しくは新たに会社を設立した後５年を経過していないもの、又は中小企業である会社で、新設会社を設立した後５年を経過していないもの ※産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第２条第29項第１号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする場合、６月以内
資金の使途	創業等に係る事業の実施のため必要となる運転資金、設備資金。（新会社設立のための資本金、株式取得資金は除く。）
融資限度額	１億円 ※（２）スタートアップ創出促進貸付と併用する場合は、合算で１億円を融資限度額とする。
融資期間	10年以内（据置２年以内を含む。）
融資利率	年1.66パーセント（変動金利）
支援金	下記のものに対しては、設立・開業一年後支援金支給要領（令和４年３月30日付第202100268846号鳥取県商工労働部長通知）に基づき、支援金を交付する。（本資金の融資申込みとは別に県への補助金交付申請が必要。） （支給対象者の要件） 本支援金の支給対象者は、次の要件を全て満たす者とする。 （１）本支援金の申請日（以下「申請日」という。）において、事業所を有して現に事業を１年間実施するとともに、今後も事業を継続する意思を有し、次のいずれかに該当する者であること。 ア　法に規定する認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業による支援を受けたことについて鳥取県内市町村長の証明を受けた者 イ　鳥取県内の各商工団体（各商工会議所、各商工会又は鳥取県中小企業団体中央会）の代表者が上記に準じる者として認めた者 （２）創業支援資金又は日本公庫新創業融資を受けるため金融機関と金銭消費貸借契約（以下「金消契約」という。）を締結した者であること。 ただし、日本公庫新創業融資は「女性、若者／シニア起業家資金」の利用者のみを対象とする。

<table>
<tr><td></td><td>（３）令和４年４月１日以降における前号による融資総額（融資が複数ある場合はその合算額）が 2,000 千円以上で、かつ当該融資総額に係る融資期間（据置期間を含む。以下同じ。）が１年以上となる者であること。
（４）前号の融資総額要件を満たす融資を受けた日から申請日までの間が１年以上あり、かつ申請日が前号の融資期間内にある者であること。

（本支援金の支給額等）
（１）本支援金の支給額は、次表の区分により決定する。
<table><tr><td></td><td colspan="2">支給対象者区分</td></tr><tr><td>融資制度区分</td><td>法人</td><td>個人事業主</td></tr><tr><td>創業支援資金</td><td>250 千円</td><td>150 千円</td></tr><tr><td>日本公庫新創業融資</td><td>100 千円</td><td>50 千円</td></tr></table>（２）　創業支援資金及び日本公庫新創業融資のいずれの融資も受けている場合の融資制度区分は、創業支援資金とする。
（３）　支給対象者区分は、申請日における支給対象者の区分による。
（４）　本支援金の支給は、一事業者につき一回限りとする。</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：％）
<table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>0.48</td><td>0.45</td><td>0.41</td><td>0.37</td><td>0.33</td><td>0.30</td><td>0.27</td><td>0.23</td><td>0.21</td></tr></table>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.25％とする。</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>ア　ア　次表に定める限度額内において、法第129条第１項に規定する創業関連保証（再挑戦支援保証を含む。以下同じ。）が適用された額について担保及び保証人（法人代表者を除く。）を徴求しないものとする。
<table><tr><td>区　分</td><td>限　度　額</td></tr><tr><td>創業関連保証</td><td>3,500万円</td></tr></table>イ　上記以外の場合は、保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>割賦均等償還</td></tr>
<tr><td>経営支援</td><td>融資実行後、保証協会と商工団体は連携して、訪問等による経営支援を行うものとする。</td></tr>
</table>

（２）スタートアップ創出促進貸付（※国の全国統一制度の対象）

融資対象者	次のいずれかに該当する者。ただし、保証申込受付時点において税務申告１期未終了の創業者にあっては創業資金総額の10分の１以上の自己資金を有していることを要する。 ア　事業を営んでいない個人であって、２月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、６月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの イ　中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの ウ　事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの エ　中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの オ　法第２条第29項第２号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後５年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して５年を経過

	していないとして、同条第29項第４号に掲げる創業者とみなされるもの
資金の使途	創業等に係る事業の実施のため必要となる運転資金、設備資金。（新会社設立のための資本金、株式取得資金は除く。）
融資限度額	3,500万円 ※法第129条第１項に規定する創業関連保証（同条第４項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）に限る。
融資期間	10年以内（据置１年以内を含む。） ※申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を３年以内とする。
融資利率	年1.66パーセント（変動金利）
支援金	前号支援金の欄に同じ。
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。
保証料率	0.80％
担保・保証人	（１）物的担保は徴求しないこととする。 （２）保証人は徴求しないこととする。
償還方法	割賦均等償還
金融機関の責務及び報告	（１）金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則３年目及び５年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者よりガバナンス体制の整備に関するチェックシート（様式第３号）（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。 （２）金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する４月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。
ＥＢＰＭに伴う情報提供	保証協会は、中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額及び保証承諾日、保証承諾金額を電子媒体で経済産業省に送付しなければならない。 ※ＥＢＰＭ（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）
経営支援	融資実行後、保証協会と商工団体は連携して、訪問等による経営支援を行うものとする。

（融資の申込み）

第４条　前条第１号の融資を受けようとする者は、創業支援資金申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）及び創業・再挑戦計画書（様式第２号の１）、同条第２号の融資を受けようとする者は、申込書及び創業計画書（様式第２号の２）にそれぞれ関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

２　申込書の提出を受けた商工団体は、申込書の内容を精査し、創業支援資金の申込みに関する意見書（様式第４号）を作成し、申込書と併せて、保証協会に送付するものとする。

（融資の内定と実行）

第５条　保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証・融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

２　内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

３　商工団体は、この資金の融資を受けた中小企業者に対し事業実施状況の把握及び継続的な経営指導に努めるとともに、保証協会、金融機関等と連携して、必要な助言、指導を行うものとする。

（融資実行の報告）

第６条　基本要綱第８条に定める報告先は県及び市とする。

（資金措置）

第７条　この資金を運用するため、県は基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、市は預託により、金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

（１） 県
ア 補助金額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額
イ 補助対象期間 年度更新とし、第５条第２項の規定に基づき金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年４月５日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「金融機関の融資期間」という。）を限度とする。
（２） 市
ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額
イ 預託利率 商工労働部長が別に定める。
ウ 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

（その他）
第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成27年３月９日から施行する。

附 則
この改正は、平成27年９月１日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附 則
この改正は、平成28年４月１日から施行する。

附 則
この改正は、平成28年９月１日から施行し、平成28年７月１日以降の貸付けから適用する。

附 則
この改正は、平成29年４月１日から施行する。

附 則
この改正は、平成30年４月１日から施行する。

附 則
この改正は、平成31年４月１日から施行する。

附 則
この改正は、令和元年７月30日から施行し、令和元年８月１日以降の貸付けから適用する。

附 則
この改正は、令和２年４月１日から施行する。

附 則
この改正は、令和３年９月24日から施行し、令和３年８月２日以降の保証申込受付分から適用する。

附 則
この改正は、令和４年４月１日から施行する。なお、令和４年３月３１日までに貸付けを受けた者については、なお従前の例による。

附 則
この改正は、令和５年４月１日から施行する。

附 則
この改正は、令和５年６月３０日から施行する。

（様式第１号）

創業支援資金申込書

年　　月　　日

鳥　取　県　知　事　　様

（申 込 者）
所 在 地
企 業 名
代表者名

創業支援資金の融資を受けたいので、創業支援資金制度要綱第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

１　借入希望額　　千円

２　借入希望期間　　年（うち据置　　年）

３　借入希望金融機関（本・支店名を明記すること）

４　提出書類等

【第３条第１号の融資を受けようとする者】

(1)　創業・再挑戦計画書（様式第２号の１）
※事業開始後の創業者については、創業・再挑戦計画書（様式第２号）の代わりに個人の場合は開業届出の写し等、法人の場合は登記事項証明書で代用可
(2)　直近の決算書
(3)　県税及び市税の納税証明書
(4)　見積書等金額の根拠となるものの写し

※必要に応じて創業計画に係る、より詳細な資料の提出を求める場合がある。

【第３条第２号の融資を受けようとする者】

(1)　創業計画書（様式第２号の２）
(2)　直近の決算書
(3)　県税及び市税の納税証明書
(4)　見積書等金額の根拠となるものの写し

※必要に応じて創業計画に係る、より詳細な資料の提出を求める場合がある。

（様式第２号の１）

創業・再挑戦計画書

年　　月　　日

１．事業概要

<table>
<tr><td>開 業 形 態</td><td colspan="3">個人事業 ・ 会社事業</td><td>商　号（個人）
会 社 名（会社）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>開業(予定)住所</td><td colspan="6">電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td>開 業 届 出(個人)
設 立 登 記(法人)</td><td colspan="3">有 ・ 無</td><td>開業(予定)年月日
設立(予定)年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>業　　種</td><td colspan="3"></td><td>資 本 金</td><td colspan="3">〔会社設立(予定)の場合〕
円</td></tr>
<tr><td>許可等
〔許可等取得が必要な場合〕</td><td>（種類）</td><td colspan="2">（許可・免許・登録・認証の別を記入）</td><td>（根拠法）</td><td colspan="3">［取得すべき許可等の根拠法を記入（(例)食品衛生法）］</td></tr>
<tr><td>従業員数</td><td colspan="2">名</td><td>取扱品</td><td colspan="2"></td><td>仕入先</td><td></td></tr>
<tr><td>開業動機・目的</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>〔会社設立予定の場合〕
出資者・出資額</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>事業協力者の住所・氏名・勤務先</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

２．創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい。〕

ア　設備機械器具等発注済である。
イ　土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
ウ　土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
エ　商品・原材料の仕入を行っている。
オ　事業に必要な許認可を受けている。
カ　事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
（　　）
キ　その他（具体的に記入して下さい　　）

３．必要な資金及び調達の方法

必要な資金		金　額	調達の方法	金　額
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など （内訳）	千円	自己資金	千円
			親戚・知人等からの借入 （内訳・返済方法）	千円
			金融機関からの借入 （内訳・返済方法）	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など （内訳）	千円		
合　計		千円	合　計	千円

４．収支計画（今後１年間分）

支　出		収　入	
仕　入　高	千円	売　上　高	千円
外 注 工 費	千円	工 賃 収 入	千円
人　件　費	千円	雑　収　入	千円
その他費用	千円		
利　　益	千円		
計	千円	計	千円

5．販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年　　千円			年　　千円	

6．借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残　存 返済期間	年　間 返済額
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

7．その他（計画に関する補足説明があれば記入してください。）

様式第2号の2
（スタートアップ創出促進保証制度用）

創業計画書

鳥取県信用保証協会 御中

令和
西暦
（どちらかに〇印を付けてください）

〔申込人〕
住　　所
会 社 名
氏名または
代 表 者 名

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

【同意事項】
スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。
※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】
本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和　年　月　日	時　分	□電話 □2来店面談 □3訪問面談 □4その他（　　）	

1. 事業概要

会 社 名（予定含む）					
開業(予定)住所	電話　（　　）				
設 立 登 記(法人)	有　・　無		設立(予定)年月日	令和 西暦	
業　　種			資 本 金	〔会社設立予定を含む〕 円	
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	（種類）	（許可・免許・登録・認証の別を記入）	（根拠法）	[取得すべき許可等の根拠法を記入（(例)食品衛生法)]	
従業員数	名	取扱品		仕入先	
開業動機・目的					
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得					
〔会社設立予定を含む〕 出 資 者 ・ 出 資 額					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

2．創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に〇印を付けて下さい

ア　設備機械器具等発注済である。

イ　土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。

ウ　土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。

エ　商品・原材料の仕入を行っている。

オ　事業に必要な許認可を受けている。

カ　事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）

（　　）

キ　その他（具体的に記入して下さい　　）

3．必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の（1）又は（2）のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期未終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は（1）又は（2）のどちらかにチェックの上確認でも可。

☐ （1）税務申告1期未終了の創業者

必要な資金		金　額（千円未満切捨）	調達の方法		金　額（千円未満切捨）
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など（内訳）	千円	自己資金	普通預金	千円
				定期性預金	千円
				有価証券等	千円
				入居保証金等	千円
				設備充当等	千円
				その他	千円
					千円
					千円
				小計（A）	千円
			借入金等	親戚・知人等からの借入（内訳）	
					千円
					千円
					千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など（内訳）	千円		金融機関からの借入（内訳）	
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
				小計（B）	千円
合　計		千円	合　計（C）＝（A）＋（B）		千円
自己資金割合確認欄			（A）／（C）		

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、（A）／（C）≧1／10（0．1）

☐ （2）税務申告1期未終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金（D）	千円
	借入金等（E）	千円
	（D）／（（D）＋（E））	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、（D）／（（D）＋（E））≧1／10（0．1）

4. 収支計画（今後1年間分）

支出		収入	
仕入高	千円	売上高	千円
外注工費	千円	工賃収入	千円
人件費	千円	雑収入	千円
	千円		千円
その他費用	千円		千円
利益	千円		千円
計	千円	計	千円

5. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年　千円			年　千円	
	年　千円			年　千円	
	年　千円			年　千円	

6. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

7. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

【スタートアップ創出促進保証制度用】

令和5年3月15日制定

（様式第3号） 鳥取県信用保証協会　御中

ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

住所	
企業名	
代表者名	
設立日	年　月　日

作成日　令和 西暦　年　月　日

（　　）	中小企業活性化協議会
担当者	（　　）
電話番号	（　　）

	項目内容		チェックポイント（◎は特に重要な項目）	チェック欄
経営の透明性	経営者へのアクセス	◎	支援者が必要なタイミング又は定期的に経営状況等について内容が確認できるなど経営者とのコミュニケーションに支障がない。	
	情報開示	◎	経営者は、決算書、各勘定明細（資産・負債明細、売上原価・販管費明細等）を作成しており、支援者はそれらを確認できる。	
		◎	経営者は税務署の受領印（電子申告の場合、受付通知）がある税務関係書類を保有しており、支援者はそれらを確認できる。	
			経営者は試算表、資金繰り表を作成した上で、自社の経営状況を把握する。また、支援者からの要請があれば提出する。	
	内容の正確性	◎	経営者は日々現預金の出入りを管理し、動きを把握する。例えば、終業時に金庫やレジの現金と記帳残高が一致するなど収支を確認しており、支援者は経営者の取組を確認できる。	
			支援者は直近3年間の貸借対照表の売掛債権、棚卸資産の増減が売上高等の動きと比べて不自然な点がないことや、勘定明細にも長期滞留しているものがないことを確認する。	
			経営者は、会計方針が適切であるかどうかについて、例えば、「「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト」等を活用することで確認した上で、会計処理の適切性向上に努めており、支援者はそれを確認できる。	
法人個人の分離	資金の流れ	◎	支援者は、事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れ（貸付金、未収入金、仮払金等）がないことを確認できる。	
		◎	支援者は、経営者が事業上の必要が認められない経営者個人として消費した費用（個人の飲食代等）を法人の経費処理としていないことを確認できる。	
			経営者は役員報酬について、事業者の業況が継続的に悪化し、借入金の返済に影響が及ぶ場合、自らの報酬を減額する等の対応を行う方針にあり、支援者はそれを確認できる。	
	事業資産の所有権		経営者が事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有している場合、支援者は法人から経営者に対して適正な賃料が支払われていることを確認できる。	

	項目内容		項目例	t-2期	t-1期	t期	目安	チェック欄
財務基盤の強化	債務償還力	◎	EBITDA有利子負債倍率				15倍以内	
	安定的な収益性	◎	減価償却前経常利益				2期連続赤字でない	
	資本の健全性	◎	純資産額				直近が債務超過でないこと	

【必須書類】
・決算書
【任意書類】
・事業資産の所有者が決算書で説明できない場合：所有資産明細書等
・事業用資産を経営者が有している場合適切な賃料が支払われているかの確認資料：賃貸借契約書等（写しでも可）
・貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明する確認資料：金銭消費貸借契約書、借用書等（写しでも可）
・「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト、税理士法第33条の2に基づく添付書面、事業計画書等、
社内管理体制図、監査報告書、試算表、資金繰り表

（金融機関使用欄）

事業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けたことを確認しました。

チェック内容に対する金融機関（または担当者）所見

記入日	年　月　日
協会顧客番号	
金融機関本・支店名	
担当者	
電話番号	

（様式第４号）

創業支援資金の申込みに関する意見書

企　業　名	
事業概要等	
商工団体の意見	
年　　月　　日 商工団体名 職　氏　名	

鳥取県新事業展開資金制度要綱

（目的）
第１条　この要綱は、新商品の開発や生産、商品の新しい生産・販売方式の導入、新しい販路の開拓など新事業展開に取り組む中小企業者等に必要な資金の融資を促進することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（融資対象者及び融資条件）
第３条　この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。
（１）　経営革新貸付

融資対象者	次のいずれかに該当する者 ア　中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第１項に基づく承認を受けた計画を実施する者 イ　鳥取県版経営革新計画〈スタート型〉認定要領（平成27年３月19日付第201400189071号鳥取県商工労働部長通知）第６条第１項に基づく認定を受けた計画を実施する者 ウ　鳥取県版経営革新計画〈生産性向上型〉認定要領（平成28年11月21日付第201600108772号鳥取県商工労働部長通知）第６条第１項に基づく認定を受けた計画を実施する者
資金の使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	１億円
融資期間	10年以内（据置２年以内を含む。）
融資利率	年1.43パーセント（変動金利）
支払利息の助成	下記のものに対しては、鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金交付要綱（平成25年10月28日付第201300110784号鳥取県商工労働部長通知）に基づき、借入れから当初５年間に金融機関に支払う利息のうち年0.7パーセント（ただし、鳥取県版経営革新計画〈生産性向上型〉の認定を受けた者又は鳥取県版経営革新総合支援補助金「高度生産性向上型」の交付決定を受けた者については、年1.0パーセント。）相当額の補助金を交付する。（本資金の融資申込みとは別に県への補助金交付申請が必要。） （補助対象者） 本資金の融資を受けた者で、鳥取県経済再生成長戦略に定める戦略的推進分野に係る計画に取り組む者。
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。
保証料率	下表のとおりとする。 （単位：%） 料率区分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 保証料率 0.68 0.64 0.59 0.54 0.49 0.45 0.40 0.30 0.23 ※経営革新関連保証の適用を受ける場合は、区分⑥を適用する。 ※経営力向上関連保証の適用を受ける場合は、区分⑥を適用する。 ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。
担保	保証協会の定めるところによる。
保証人	保証協会の定めるところによる。
償還方法	割賦均等償還

（２）　海外展開貸付

<table>
<tr><td>融資対象者</td><td>県内事業の安定・拡大を図るため次のいずれかの事業を行う者
ア　海外見本市、商談会への参加
イ　直接輸出入に係る事業
ウ　海外の支店、工場その他の営業所の設置又は拡張
エ　海外展開のための調査又は従業員教育
オ　出資割合が１０％以上となる海外法人への出資
カ　出資割合が１０％以上である海外法人等の発行する社債引受又は資金の貸付
キ　長期にわたる原材料の供給等､永続関係にある海外法人への資金の貸付</td></tr>
<tr><td>資金の使途</td><td>運転資金及び設備資金</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>１億円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>10年以内（据置２年以内を含む。）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年1.43パーセント（変動金利）</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：％）<table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>0.68</td><td>0.64</td><td>0.59</td><td>0.54</td><td>0.49</td><td>0.45</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.23</td></tr></table>※海外投資関係保証の適用を受ける場合は、区分⑤を適用する。
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35％とする。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>割賦均等償還</td></tr>
</table>

（融資の申込み）

第４条　この資金の融資を受けようとする者は、新事業展開資金申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）及び事業計画書（様式第２号）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

２　申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した後、新事業展開資金の申込みに関する意見書（様式第３号）を作成し、申込書と併せて、保証協会に送付するものとする。

（融資の内定と実行）

第５条　保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証・融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

２　内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

３　商工団体は、この資金の融資を受けた中小企業者に対し事業実施状況の把握及び継続的な経営指導に努めるとともに、保証協会、金融機関等と連携して、必要な助言、指導を行うものとする。

（融資実行の報告）

第６条　基本要綱第８条に定める報告先は県及び市とする。

（資金措置）

第７条　この資金を運用するため、県は基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、市は預託により、金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

（１）　県

ア　補助金額　この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ　補助対象期間　年度更新とし、第５条第２項の規定に基づき金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年４月５日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「金融機関の融資

期間」という。）を限度とする。

（２） 市

ア　預託額　　この資金の融資額に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ　預託利率　商工労働部長が別に定める。

ウ　預託期間　年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 28 年９月１日から施行し、平成 28 年７月１日以降の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 29 年４月１日から施行する。

なお、以下の者は第３条（１）「経営革新貸付」の表中「融資対象者」として取り扱う。

（１）平成 27 年３月 31 日までに鳥取県版経営革新計画認定要領（平成 24 年３月 23 日付第 201100193527 号鳥取県商工労働部長通知）第６条第１項に基づく認定を受けた計画を実施する者

（２）平成 29 年３月 31 日までに鳥取県版経営革新総合支援補助金「高度生産性向上型」の交付決定を受けた事業を実施する者

附　則

この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年９月 24 日から施行する。

（様式第１号）

新事業展開資金申込書

年　　月　　日

鳥　取　県　知　事　　様

（申 込 者）
所 在 地
企 業 名
代表者名　　印

新事業展開資金の融資を受けたいので、新事業展開資金制度要綱第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

１　事業の種類　　(1) 経営革新貸付
(2) 海外展開貸付　※該当するものの記号を〇で囲むこと。

２　借入希望額　　＿＿＿＿＿＿千円

３　借入希望期間　　＿＿年（うち据置　　年）

４　借入希望金融機関（本・支店名を明記すること）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　提出書類等
(1)　事業計画書（様式第２号）
(2)　中小企業等経営強化法の事業認定書又は鳥取県版経営革新計画認定書
(3)　直近の決算書
(4)　県税及び市税の納税証明書
(5)　見積書等金額の根拠となるものの写し
※(2)については、経営革新貸付借入申込者のみ必要。

（様式第２号）

事　　業　　計　　画　　書
（経営革新貸付・海外展開貸付）

1　企業概要

企業(組合)名			
資　本　金		従業員数	
業　　種			

※従業員数は常用雇用者数、業種は日本標準産業分類細分類が分かるよう具体的に記入すること

2　今回の事業計画の概要

事　業　名	
必要性･目的及び効果	※海外展開貸付にあっては、県内事業の安定・拡大に資するものであること。
事業内容	※海外展開貸付（要綱の融資対象者欄ア及びイの事業を除く。）にあっては、事業内容に応じた保証協会所定の計画書に記載すること。その場合、本欄は記載不要。
実施予定期間	

3　事業に要する経費

資金使途	所要経費及び内訳（積算）	借入希望額
合　　計		

※必要に応じ別紙とすること。
　設備等については見積書、カタログ及び図面等を添付すること。

（様式第３号）

新事業展開資金の申込みに関する意見書

企　業　名	
事業概要等	
商工団体の意見	
年　　月　　日 商工団体名 職　氏　名　　印	

鳥取県新規需要開拓設備資金制度要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、県内の中小企業者等の新たな需要獲得を目指す競争力強化のための事業展開に必要な資金の融資を促進することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（融資対象者及び融資条件等）

第３条　この資金の融資対象者及び融資条件等は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>融資対象者</td><td>導入・新設、能力増強・拡張、更新・建替、維持・補修、合理化･省力化などのための設備投資を伴う計画に取り組む者</td></tr>
<tr><td>資金の使途</td><td>ア　設備資金
イ　アに係る事業実施のために必要となる運転資金（ウに該当する場合を除く。）又は借換資金（アの設備資金に併せて借り入れる場合に限る。）
ただし、借換資金は、保証協会の信用保証付き借入金（鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金及び鳥取県チャレンジ応援資金を除く。）の借換えを行う場合に限る。
ウ　運転資金（海外子会社等の設備投資を目的とした当該海外子会社等への出資、社債引受又は貸付資金に限る。）</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>20年以内（据置３年以内を含む。）
【据置期間の特例】
次のア及びイに該当する又はウに該当する場合に限り、据置期間を５年以内とする。
ア　業態転換等に必要な資金であること。
イ　この据置期間の特例措置を受けようとする者は、アに係る事業計画を作成し、計画の実行状況に係る金融機関への定期的な報告を行うこと。また、必要に応じて実行状況を踏まえた経営サポート会議等による経営支援を受けること。
ウ　SDGs特別利率の適用を受ける者
※「業態転換等」とは、次のいずれかに該当する場合に限る。（以下特別利率の適用について同じ。）
(1)新分野進出　新製品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供によりこれまで行ってきた事業が帰属する業種と日本標準産業分類（細分類）が異なる業種に属する分野に新たに進出するもの又は転換するものをいう。
(2)業態転換　新たな需要を獲得するために製品の新たな生産又は販売方式の導入、サービスの新たな提供方式の導入を行うものをいう。
(3)商圏拡大　新たな需要を獲得するために新たな商圏へ進出するもの（これまでの圏域と地理的に異なる圏域への進出をいう。海外展開を含む。）をいう（県内事業所の閉鎖や従業員の雇用調整（解雇等、従業員の雇用安定に影響を及ぼすもの）を伴わないものに限る。）。</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>下表のとおりとする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>10年以内</th><th>10年超</th></tr>
<tr><td>通常利率(変動金利)</td><td>年1.66パーセント</td><td>年1.87パーセント</td></tr>
<tr><td>※１特別利率(変動金利)</td><td>年1.43パーセント</td><td>年1.60パーセント</td></tr>
<tr><td>※２ SDGs特別利率</td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>当初5年(固定金利)
6年目以降(変動金利)</td><td>年1.00パーセント
年1.43パーセント</td><td>年1.00パーセント
年1.60パーセント</td></tr>
</table>
※１　特別利率の適用は、次のいずれかに該当する場合に限る。
ア　鳥取県産業未来共創条例施行規則第２条に定める重点分野にかかる事業を行う場合
イ　業態転換等を行う場合
ウ　事業承継を契機として事業承継者が雇用の維持・拡大を図る場合
エ　地域経済の活性化に資するものとして県や国など公的機関から設備投資に対する補助金等を受けて行う場合
オ　法改正等による規制強化に伴って行う場合
※２　SDGS 特別利率の適用は、とっとりＳＤＧｓ企業認証制度の認証書を取得し、ＳＤＧｓに資する設備投資を行う場合に限る。</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>次の区分に従って、下表のとおりとする。
（単位：%）
<table>
<tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>0.68</td><td>0.64</td><td>0.59</td><td>0.54</td><td>0.49</td><td>0.45</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.23</td></tr>
</table>
※海外投資関係保証の適用を受ける場合は、区分⑤を適用する。
※経営力向上関連保証の適用を受ける場合は、区分⑥を適用する。
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。</td></tr>
<tr><td>担　保</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>割賦均等償還</td></tr>
</table>

（融資の申込み）

第４条　この資金の融資を受けようとする者は、新規需要開拓設備資金申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

なお、特別利率の適用を受けようとする者は、特別利率適用確認書（様式第２号。以下「確認書」という。）を申込書に添付するものとする。

また、ＳＤＧｓ特別利率の適用を受けようとする者は、ＳＤＧｓ特別利率適用確認書（様式第３号。以下「ＳＤＧｓ確認書」という。）を申込書に添付するものとする。

２　申込書及び確認書またはＳＤＧｓ確認書（以下「申込書等」という。）の提出を受けた商工団体は、申込書等の内容を精査するとともに、特別利率適用要件又はＳＤＧｓ特別利率適用要件の適否を確認した後、申込書等を保証協会に送付するものとする。

（融資の内定と実行）

第５条　保証協会は、申込書等を受け付けたときは、金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

２　内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（融資実行の報告）

第６条　基本要綱第８条に定める報告先は県及び市とする。

（資金措置）

第７条　この資金を運用するため、県は基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、市は預託により、取扱金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

（１）　県

ア　補助金交付額　この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ　補助対象期間　年度更新とし、前条第２項の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成 18 年

４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

（２） 市

ア 預託額　この資金の融資額に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ 預託利率　商工労働部長が別に定める。

ウ 預託期間　年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成 26 年３月 10 日から施行する。

２　第６条に規定する市への融資実行の報告及び第７条に規定する市の資金措置については、平成 26 年度の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 27 年３月９日から施行する。

附　則

この改正は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 28 年９月１日から施行し、平成 28 年７月１日以降の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和元年７月 30 日から施行し、令和元年８月１日以降の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和５年８月８日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

新規需要開拓設備資金申込書

年　　月　　日

鳥取県知事　○○　○○　様

（申込者）
所 在 地
企 業 名
代表者名　　印

鳥取県新規需要開拓設備資金制度要綱（以下「要綱」という。）第４条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1　申込企業等の概要等

資 本 金(元 入 金)	千円	従 業 員 数	人
業　　種	※具体的に記載すること。		

※従業員数は常用雇用者数、業種は日本標準産業分類細分類が分かるよう具体的に記入すること

2　借入申込み

借　　入 希 望 額	千円 （うち設備　　千円・運転　　千円・借換　　千円）
借入希望 期　　間	年　　月（うち据置　　年　　月）
借入希望 金融機関	銀行・金庫　　支店

3　資金調達計画

資金調達内訳	金　　額	借入先・借入条件等
本　　資　　金	千円	
自　己　資　金	千円	
本資金以外の借入金	千円	
補　助　金　等	千円	
その他（　　）	千円	
合　　計	千円	

4　資金使途の明細

（1）　設備資金の内容

明　　細（名称・形式等）	数 量	金　　額	着手予定日	完了予定日
		円		
		円		
		円		
合　　計		円		

（注）記載欄が不足するときは、別紙とすること。見積書、カタログ及び図面等を添付すること。

（2）　運転資金の内容

運転資金の種別：□資産計上されないリース物件やソフトウエアなどの整備
□増加運転資金（人件費、仕入代金、光熱水費など）
□海外子会社等への貸付金等（海外子会社等の設備投資の内容は「（1）設備資金」に記載してください。）
※該当するものにレ点を入れてください。

運転資金の内容　※設備投資との関係性を含めて運転資金の内容を簡潔に記載してください。

（3） 借換資金の内容（※借換の対象となる既往借入金の状況を記載すること。）

金融機関名	資　金　名	借入年月日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
合　　計			千円	千円	千円	

（注）契約（一口）ごとに記載。県等の制度融資は、資金名の末尾に（鳥取県）などと記載。

5　事業計画の内容

■事業名（　　）
※事業概要を簡潔に示した内容を記載してください。

■設備投資の目的
□導入・新設　□能力増強・拡張　□更新・建替　□維持・補修　□合理化・省力化
□その他　※その他の内容を簡潔に記載してください。
（　　）

■事業計画の内容　※設備投資を伴う事業展開について内容がわかるように記載してください。

（注）記載欄が不足するときは、別紙とすること。

6　本借入申込みに対する意見等
※申込書を受け付けた商工団体において、必要に応じて記載してください。

記載者	商工団体名
	役　　職
	氏　　名

【添付書類】※各１部
1　直近の決算書
2　納税証明書（県税及び市税）
3　特別利率適用確認書（様式第２号）
4　ＳＤＧｓ特別利率適用確認書（様式第３号）
5　資金使途が要綱第３条に定める「資金の使途」ウに該当する場合は、保証協会所定の事業計画書

様式第２号（第４条関係）

特　別　利　率　適　用　確　認　書

年　月　日

◎特別利率の該当要件（新規需要開拓設備資金制度要綱第３条）

該当する要件の（　）に○を記載し、その内容を記載してください。

（　）鳥取県産業未来共創条例施行規則第２条に定める重点分野

該当する分野について、□にレ点を入れてください。

□次世代自動車（大気汚染物質の排出及びエネルギーの消費効率に関する性能が優れた自動車をいう。）及びその附属品を製造する産業

□電子デバイス製造業、電気機械器具製造業及び半導体を製造する産業並びにこれらに関連する産業

□フードテック（生産から加工、流通、消費等へと繋がる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルをいう。）の活用に関連する産業

□医療用機械器具製造業及び医薬品製造業並びにこれらに関連する産業並びにバイオテクノロジーの活用に関連する産業

□先端的ＩｏＴ等機器製造業（インターネット・オブ・シングス活用技術（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいう。）その他の情報通信技術を活用した機器を製造する産業をいう。）及びソフトウェア業

□航空機・同附属品製造業

□グリーントランスフォーメーション（産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造への円滑な移行をいう。）に資する機器、製品等を製造する産業

□宇宙利用産業、宇宙機器産業その他の宇宙の開発及び利用に関する産業

□県内の地域資源を活用した食料品製造業

□鳥取県産業未来共創条例施行規則第２条第１号及び第２号に掲げる産業の分野に係る事業（県内において行われるものに限る。）と密接に関連する物流業

□地域が直面する課題（知事が重要であると認めたものに限る。）の解決に資する機器、製品等を製造する産業及びこれに関連する産業

□宿泊業

□飲食サービス業

□地域の観光資源の特性を生かした産業

（　）業態転換等

業態転換等の内容について、該当項目にレ点を入れ、該当する内容を簡潔に記載してください。

□新分野進出　※日本標準産業分類細分類の異動状況を記載してください。

（　　）

□業態転換　※製品・サービスの生産･提供方法の異動状況を記載してください。

（　　）

□商圏拡大　　※商圏の拡大状況を記載してください。

（　　）

（　）事業承継

■承継（予定）日：　　年　　月　（日）

※事業承継したこと又はすることを疎明する資料を添付し、その日付又は時期を記載すること。

（例）所得税法第２２９条に基づき税務署に提出する被承継者の廃業届及び承継者の開業届の写し、被承継者と承継者の譲渡契約書、事業引継ぎ支援センター等の支援を受け策定した事業承継計画

■被承継者（所　在　地）
（企　業　名）
（代表者氏名）

■雇用の維持・拡大に係る計画

（必須）事業承継により維持される（た）雇用の数（承継前に比べ減少する（した）場合を含む。）

＿＿＿＿＿＿人

（任意）事業承継後の事業拡大等により新たに増加する（した）雇用の数

＿＿＿＿＿＿人

（事業拡大等の計画）

（　　）

（　）公的支援

公的支援の内容について記載してください。

■支援機関名（国の省庁名、鳥取県など）：

■補助金等名：

※交付決定通知、内定通知の写しなど支援内容を確認できる書類を添付してください。

（　）規制強化

規制強化の内容とそれに伴い必要となった対応について簡潔に記載してください。

■規制強化の根拠法令名：（　　）

（　　）

新規需要開拓設備資金制度要綱第３条に規定する特別利率の対象要件に合致することを確認しました。

受付団体名　　職・氏名

様式第３号（第４条関係）

ＳＤＧｓ特別利率適用確認書

年　　月　　日

本設備投資によるＳＤＧｓへの取組内容について記載してください。

新規需要開拓設備資金制度要綱第３条に規定するＳＤＧｓ特別利率の対象要件に合致することを確認しました。

受付団体名　　職・氏名　　印

【添付書類】

１　とっとりＳＤＧｓ企業認証制度の認証書の写し

鳥取県経営体質強化資金制度要綱

（目　的）
第１条　この要綱は、平成 20 年秋以降の世界的な金融危機を背景とした経営状況悪化から回復しつつある県内の中小企業者等に対して、経営維持や景気回復期における必要な資金を融資することにより、中小企業者等の経営力の強化・発展に資することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定　義）
第２条　この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（融資対象者）
第３条　この資金の融資の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）最近３ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が平成１９年４月以降のいずれかの年の同期の売上高等に比べ５パーセント以上減少している者（次号に該当する者を除く。）
（２）中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「信用保険法」という。）第２条第５項第５号の規定に該当する中小企業者等であって、信用保険法第２条第５項の規定により市町村長の認定を受けた者

（融資条件）
第４条　この資金の融資条件は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>資金の使途</td><td>運転資金及び設備資金
【借換の特例】
　償還の完了していない鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金及び本資金に限り、新たな借入れに併せて取りまとめることにより、返済負担軽減が図られ、利用者の資金繰りが緩和されると認められる場合は、借換を行うことができる。</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>８千万円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>10年以内（据置３年以内を含む。）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年1.43パーセント（変動金利）</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>前条各号の該当者ごとに、下表のとおりとする。
（単位：%）
<table>
<tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>第１号該当</td><td>1.08</td><td>1.04</td><td>0.99</td><td>0.94</td><td>0.89</td><td>0.85</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr>
<tr><td>第２号該当</td><td colspan="7">0.70</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>担保</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>割賦均等償還</td></tr>
<tr><td>損失補償</td><td>　この要綱に基づき保証協会が保証した債務について代位弁済が発生した場合には、県は別途保証協会と締結する「損失補償契約」に定めるところにより、保証協会に対して損失補償を行うものとする。</td></tr>
</table>

（融資の申込み）
第５条　この資金の融資を受けようとする者は、経営体質強化資金融資申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。
２　申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した上、必要に応じて意見を付して、申込書等の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を希望している取扱金融機関に送付するものとする。

（融資の内定と実行）
第６条　保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関及び申込みを受け付けた商工団体に対して審

査結果を通知するものとする。
2　審査結果の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（融資実行の報告）
第７条　基本要綱第８条に定める報告先は県及び市とする。

（資金措置）
第８条　この資金を運用するため、県は基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、市は預託により、取扱金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。
（１）　県
ア　補助金交付額　この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額
イ　補助対象期間　年度更新とし、前条第２項の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。
（２）　市
ア　預託額　　この資金の融資額に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額
イ　預託利率　商工労働部長が別に定める利率
ウ　預託期間　年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則
1　この要綱は、平成 26 年３月 10 日から施行する。
2　第７条に規定する市への融資実行の報告及び第８条に規定する市の資金措置については、平成 26 年度の貸付けから適用する。

附　則
この改正は、平成 27 年３月９日から施行する。

附　則
この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

別記様式

経営体質強化資金融資申込書

年　　月　　日

鳥取県知事　様

（申込者）
所 在 地
企 業 名
代表者名　　印

鳥取県経営体質強化資金制度要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1　申請企業の概要等

資本金(元入金)	千円	従 業 員 数	人
業　　種	※具体的に記載してください。		

2　借入申込み

借入希望額	千円 （うち運転　　千円・設備　　千円・借換　　千円）					
資金使途明細	運転	（利用目的）※具体的に記載してください。				
	設備	明　細（名称・形式等）	数　量	金　額	着手予定日	完了予定日
	借換	資　金　名	当初借入年月日	借　入　残　高		
				千円（　.　.　現在）		
				千円（　.　.　現在）		
借入期間	年（うち据置　　年）					
借入金融機関	銀行・金庫　　支店					

3　資金調達計画

資金調達内訳	金　額	借入先・借入条件等
本資金	千円	
借入金	千円	
自己資金	千円	
合　計	千円	

4　最近３か月の売上高等

　中小企業信用保険法第２条第５項第５号に該当し同項の規定による認定書の交付を受けた者は、記載不要。（認定書を添付すること。）

〔売上高・販売数量・完成工事高・受注残高〕※該当するものに○を付けること。

（単位：千円、％）

	最近３か月売上高等	年同期売上高等	減　少　率
月			$\frac{(a)-(A)}{(a)} \times 100$ ※５％以上であること
月			
月			
合　　計	(A)	(a)	

※建設業にあっては、「完成工事高」又は「受注残高」を記載すること。

5　本借入申込みに対する意見等

※申込書を受け付けた商工団体において、必要に応じて記載してください。

記載者	商工団体名
	役　　職
	氏　　名

【添付書類】

1　納税証明書（県税及び市税）
2　見積書等金額の根拠となるものの写し
3　最近２年間の決算書
4　中小企業信用保険法第２条第５項第５号に該当し同項の規定による認定書の交付を受けた者は当該認定書

鳥取県経営安定支援借換資金制度要綱

（目　的）
第１条　この要綱は、今後の経済環境に即した事業展開を図るため、積極的に経営改善を行おうとする中小企業者等を支援することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定　義）
第２条　この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（融資対象者）
第３条　この資金の融資の対象者は、鳥取県内に事業所を有する中小企業者等で次の（１）から（３）までのすべての条件を満たす者とする。
（１）　次のいずれかの条件を満たす者
ア　中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第２条第５項第５号に規定する指定業種（不況業種）を営む者
イ　最近３か月間又は直近決算期の売上高若しくは販売数量（建設業にあっては、完成工事高若しくは受注残高。以下「売上高等」という。）又は営業利益が過去３年間のいずれかの年の同期に比べ減少している者
ウ　最近３か月間又は直近決算期の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期に比べ減少している者
エ　製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち 20 パーセント以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の最近１か月間の仕入価格が前年同月の仕入価格に比べ 20 パーセント以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近３か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている者
オ　直近決算期において、輸出入取引又は輸出入関連企業（輸出入取引を行っている製造業等をいう。以下同じ。）との取引が売上高の 20 パーセント以上を占める者のうち、次のいずれかの要件を満たす者
（ア）　最近１か月間に決済をした輸出入取引において、売買契約締結当時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ損失を受けている者
（イ）　最近３か月間の輸出入関連企業からの受注数量又は受注金額（以下「受注数量等」という。）が、前年同期に比べ減少している者
（ウ）　最近１か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ減少し、かつ、その後の２か月間を含む３か月間の受注数量等が前年同期に比べ減少することが見込まれる者
（２）　保証協会の信用保証付き借入金の借入残高を有する者
（３）　次に掲げる具体的な経営改善を実施する者であって、その実現が見込まれるもの
ア　生産、仕入れ、販売、サービス等の改善、刷新の取組
イ　商品の改良、収益性の高い業種・業態への転換、技術・組織の改善等の生産性向上の取組
ウ　経費面、財務面の改善等の取組

（融資条件）
第４条　この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の使途	ア　保証協会の信用保証付き借入金の借換に必要な資金 借換の対象とする借入金は、本資金を含み、鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金及び鳥取県チャレンジ応援資金を除く。 イ　アの借換と併せて行う経営改善の取組みに必要な運転資金及び設備資金

<table>
<tr><td>融資限度額</td><td>２億円
　ただし、借換する既存借入金の当初借入額の合計額を上限とする。なお、この場合において、再借換における本資金の当初借入額は、直前の本資金の借入額（資金の使途ア及びイの合計額）とする。</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>10年以内（据置３年以内を含む。）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>通常利率：年1.66パーセント（変動金利）
特別利率：年1.43パーセント（変動金利）
※特別利率の適用は、次のいずれかに該当する場合に限る。
ア　最近３か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ５パーセント以上減少している場合
イ　直近決算期において輸出入取引又は輸出入関連企業との取引が売上高の20パーセント以上を占める者が、次のいずれかに該当する場合
（ア）　最近１か月間に決済をした輸出入取引において、売買契約締結当時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ５パーセント以上の損失を受けている場合
（イ）　最近３か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が、前年同期に比べ５パーセント以上減少している場合
（ウ）　最近１か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ５パーセント以上減少し、かつ、その後の２か月間を含む３か月間の受注数量等が前年同期に比べ５パーセント以上の減少が見込まれる場合</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：%）<table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>1.08</td><td>1.04</td><td>0.99</td><td>0.94</td><td>0.89</td><td>0.85</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr></table>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>保証協会の定めるところによる</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>保証協会の定めるところによる</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>割賦均等償還</td></tr>
</table>

（融資の申込み）

第５条　この資金の融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、経営安定支援借換資金申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）を商工団体に提出するものとする。

　なお、特別利率の適用を受けようとする者は、商工労働部長が別に定める特別利率適用確認書（別記様式。以下「確認書」という。）を申込書に添付するものとする。

２　申込書及び確認書（以下「申込書等」という。）の提出を受けた商工団体は、対象者要件及び特別利率適用要件の確認並びに内容を精査の上、必要に応じて意見を付して、申込書等の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を予定している取扱金融機関に送付するものとする。

（融資の審査と実行）

第６条　保証協会は、申込書等を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関に対して審査結果を通知するものとする。

２　審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（融資実行の報告）

第７条　基本要綱第８条に定める報告先は、県及び市とする。

（資金措置）

第８条　この資金を運用するため、県は基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、市は預託により、取扱金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

（１）　県

　ア　補助金額　この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ　補助対象期間　年度更新とし、第６条第２項の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

（２）　市

ア　預託額　　この資金の融資額に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ　預託利率　商工労働部長が別に定める。

ウ　預託期間　年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は平成 21 年２月 23 日から施行し、同日の貸付けから適用する。

２　平成 21 年３月 31 日までに実行した融資に係る資金措置については、第８条の規定にかかわらず、県がすべて資金措置を行う。

附　則

この改正は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 21 年７月１日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 21 年 10 月 19 日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 22 年６月 18 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 22 年９月３日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 22 年 12 月８日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年１月 21 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附　則

１　この改正は、平成 23 年３月 25 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

２　前項後段の規定に関わらず、改正前要綱の第３条（１）オ、カ、ク及びケ、第４条「資金の使途」のア、同条「融資利率」の特別利率の適用に係るアからクについては、平成 23 年３月 31 日までに申込みのあった貸付けについては、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成 23 年５月 30 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年８月 24 日から施行し、改正後の鳥取県経営安定支援借換資金制度要綱の規定は同年９月１日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年９月 21 日から施行し、改正後の鳥取県経営安定支援借換資金制度要綱の規定は、同年 10 月３日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年 12 月 16 日から施行し、改正後の鳥取県経営安定支援借換資金制度要綱の規定は、平成 24 年１月１日から適用する。

附　則

この改正は、平成 24 年４月１日から施行し、改正後の鳥取県経営安定支援借換資金制度要綱の規定は、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

１　この改正は、平成 25 年５月 15 日から施行する。

２　第４条中「雇用調整助成金」とあるのは、判定基礎期間の開始日が平成２５年３月中であり、中小企業緊急雇用安定助成金として支給決定を受けたものについては、「中小企業緊急雇用安定助成金」と読み替えるものとする。

附　則

この改正は、平成 25 年９月 20 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 26 年３月 10 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 27 年３月９日から施行する。

附　則

この改正は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

様式第１号

年　　月　　日

経営安定支援借換資金申込書

鳥 取 県 知 事　　様

（借入申込者）
所 在 地
電話番号　　（　　）
企 業 名
代 表 者　　印

経営安定支援借換資金を借り入れたいので、鳥取県経営安定支援借換資金制度要綱（以下「要綱」という。）第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

１ 借入希望額　　円

２ 借入希望期間　　年（うち据置　　年　　月）

３ 借入予定金融機関（支店名）

４　借入金の内訳

（１） 借換資金

（単位：千円）

金融機関名	借入年月日	当初借入額	現 在 残 高	今回申込額	制 度 資 金 名
計					

（注１）契約（一口）ごとに記載すること。記載欄不足の場合は適宜別紙により記載。
（注２）県及び市町村制度資金の借換の場合は、「制度資金名」欄に県及び市町村名並びに制度の名称を明記すること。また、本資金の再借換の場合は、その回数を記載すること。

（２） 追加資金

（単位：千円）

区　分	借入希望額	資　　金　　使　　途
運転資金		
設備資金		
計		

5　経営状況等

※(1)は必須、(2)～(6)は対象者要件（要綱第３条第１号イからオ）のうち該当する箇所のみ記載すること

（1）　業務内容

不況業種の確認
適　・　否

（2）　最近３か月又は直近決算期の売上高、販売数量又は営業利益

〔売上高・販売数量・完成工事高・受注残高・営業利益〕※該当するものに○を付けること

（単位：千円）

	時　　期	当該年（　　年）（A）	過去３年間のいずれかの年（　　年）（B）	適用の可否 A＜B
最近３か月の状況	年　月			
	年　月			
	年　月			
	合　　計			
決算	直近決算期	直　近　決　算	過去３年間のいずれかの年（　　年）	A＜B
	年　月			

※建設業にあっては、「売上高、販売数量」を「完成工事高（未成工事受入金を含む）」又は「受注残高」とする。

（3）　最近３か月又は直近決算期の平均売上総利益率又は平均営業利益率

〔平均売上総利益率・平均営業利益率〕※該当の利益率に○を付けること

（単位：千円、％）

	時　　期	当　該　年			前　年		
		売上総利益又は営業利益（A）	売上高（B）	利益率(A/B×100)（C）	売上総利益又は営業利益（D）	売上高（E）	利益率(D/E×100)（F）
最近３か月の状況	年　月						
	年　月						
	年　月						
	合　　計						
決算	直近決算期	直　近　決　算			前　期　決　算		
	年　月						

（注）利益率は、Ｃ＜Ｆであること。

（4）　原油等の価格上昇による影響

①原油等が売上原価に占める割合

申込時点における最新の売上原価　（A）	Aの売上原価に対する原油等の仕入価格（B）	依　存　率(B/A×100)
円	円	%

②原油等の仕入れ単価の上昇

単　　価	当　該　年 （C）	前　　年 （D）	上　昇　率 C/D×100-100
原油等の最近１か月間における平均仕入単価	円	円	%

③製品価格への転嫁の状況

価　　格	当　該　年 （E）	前　　年 （F）	転 嫁 状 況 （E－F）
申込時点における最近３か月間の売上高に占める原油等の仕入価格	ⅰ原油等の最近３か月間の仕入価格 （α）＿＿＿＿円 ⅱ最近3か月間の売上高 （β）＿＿＿＿円 ⅲ売上高に占める割合 （α／β×100） E＝＿＿＿＿％	ⅰ原油等の前年同期の仕入価格 （γ）＿＿＿＿円 ⅱ前年同期の売上高 （δ）＿＿＿＿円 ⅲ売上高に占める割合 （γ／δ×100） F＝＿＿＿＿％	＿＿＿＿％

（注１）①における依存率及び②における上昇率は20%以上となっていること。
（注２）③における転嫁状況は、プラスであること。

（５） 為替変動による影響

①直近決算期における輸出入取引又は輸出入関連企業との取引の割合

直近決算期における売上高　（A）	直近決算期における輸出入等取引額（B）	取引の割合 (B/A×100)
円	円	%

（注）取引の割合は、20%以上となっていること。

②最近１か月に決済をした輸出入取引における損失の状況

（単位：千円）

契 約 日	売買契約額	売買契約締結当時為替ﾚｰﾄ	円建売上・仕入額見込み(A)	決 済 日	決 済 時為替ﾚｰﾄ	円建売上・仕入決済額(B)	適 用 の可 否 A ＞ B
合　計							

（注１）売買契約額は、売買契約書に記載された通貨（例：ドル、ユーロ等）で記載すること。
（注２）売買契約締結当時為替レートは、売買契約上の為替レート、為替予約の為替レート又は契約日の為替レートを記載すること。

③最近３か月の輸出入関連企業からの受注の状況

時　　期	当　該　年（A）	前　　年(B)	適用の可否 A＜B
年　　月			
年　　月			
年　　月			
合　　計			

（注）受注数量・受注金額の内容に応じて単位を記載すること。（例：個、トン、千円　等）

④最近１か月の輸出入関連企業からの受注の状況とその後２か月の見込み

区　分	時　　期	当 該 年（A）	前　　年(B)	適用の可否 A＜B
最近 １か月	年　　月			
その後 ２か月 見込み	年　　月			
	年　　月			
３か月	合　　計			

（注）受注数量・受注金額の内容に応じて単位を記載すること。（例：個、トン、千円　等）

6　今後取り組む経営改善計画

（１）　現状における問題点又は課題

（２）　経営改善方策又は事業展開計画

【添付書類】※各１部

１　試算表など、最近３か月の売上高若しくは販売数量（建設業にあっては完成工事高（未成工事受入金を含む）若しくは受注残高）、営業利益又は売上総利益が前年（又は過去３年間のいずれかの年）の同期と比較して減少していること、原油等の仕入状況又は為替変動の影響の状況が確認できる書類

２　前２期の決算書

３　納税証明書（県税及び市税）

※必要に応じて経営改善計画に係る、より詳細な資料の提出を求める場合がある。

7　本借入申込み及び経営改善計画に対する意見等

※申込書を受付けた各商工団体において、必要に応じて記載ください

記載者	
	商工団体名
	役　　職
	氏　　名

鳥取県取引安定化対策資金制度要綱

（目的）

第１条　この要綱は、取引先企業の倒産、事業活動の制限等による急激な取引環境の変化に伴い、経営の安定に支障を生じている中小企業者等に対して、必要な事業資金を確保することにより、企業経営の維持及び発展に資することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱に掲げる用語の定義は次の各号とし、それ以外については、基本要綱第２条に定めるものとする。

（１）　倒産　　破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがされること又は手形交換所による取引停止処分のいずれかの事由が生じていること。

（２）　債権　　倒産をした事業者に対して有する債権のうち、正常な取引関係に基づく売掛金等に係るものをいう。

（３）　事業活動の制限　　取引先の事業者が行う生産量の縮小、生産品目の制限、販売・出荷量の縮小、設備投資の調整等をいう。

（融資対象者）

第３条　県内に事業所を有する中小企業者等で、次のいずれかに該当し、本資金の活用によって経営の維持又は回復が見込まれる者とする。

（１）　過去１年以内に倒産した事業者に対して回収が長期又は困難な債権を有しており、その債権の額が 50 万円以上あること、又は倒産した事業者との取引依存度が 20 パーセント以上あることについて商工団体の確認（ただし、倒産した事業者が中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「信用保険法」という。）第２条第５項第１号の規定に基づき経済産業大臣の指定を受けた者である場合にあっては、市町村長の認定）を受けた者

（２）　取引依存度が 20 パーセント以上ある事業者が事業活動の制限を行ったために、当該事業者との取引が過去１年間の実績に比べて 20 パーセント以上減少したこと又は減少すると見込まれることについて、商工団体の確認（ただし、事業活動の制限を行った事業者が信用保険法第２条第５項第２号の規定に基づき経済産業大臣の指定を受けた者である場合にあっては、市町村長の認定）を受けた者

（融資条件）

第４条　この資金の融資条件は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>資金の使途</td><td>運転資金</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>（１）　第３条（１）に掲げる者　債権額の範囲内
（２）　第３条（２）に掲げる者　5,000万円以内</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>７年以内（据置１年以内を含む。）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年1.66パーセント（変動金利）</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：％）
<table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>1.08</td><td>1.04</td><td>0.99</td><td>0.94</td><td>0.89</td><td>0.85</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr></table>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70％とする。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>割賦均等償還</td></tr>
</table>

（融資の申込み）

第５条　この資金の融資を受けようとする者は、取引安定化対策資金融資申込書（様式第１号）

に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。
２　融資申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した上、指導票（様式第２号）を作成し、申込書と併せて、原本を保証協会に、写しを申込者が借入を予定している金融機関に送付するものとする。

（融資の内定と実行）
第６条　保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。
２　内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（融資実行の報告）
第７条　基本要綱第８条に定める報告先は県及び市とする。

（資金措置）
第８条　この資金を運用するため、県は基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、市は預託により、金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。
（１）　県
ア　補助金額　この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額
イ　補助対象期間　年度更新とし、第６条第２項の規定に基づき金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年４月５日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「金融機関の融資期間」という。）を限度とする。
（２）　市
ア　預託額　　この資金の融資額に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額
イ　預託利率　商工労働部長が別に定める。
ウ　預託期間　年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則
１　この要綱は平成18年４月１日から施行し、平成18年度の貸付けから適用する。
２　この要綱の実施以前に行われた「中小企業等取引安定化対策資金」の融資に係る、県の金融機関に対する資金措置は預託とし、預託額は融資残高に対し商工労働部長が別に定める割合を乗じた額とする。

附　則
この改正は、平成19年４月１日から施行し、平成19年度の貸付けから適用する。

附　則
１　この改正は、平成19年10月１日から施行し、同日の貸付けから適用する。
２　平成19年10月１日前に貸付けられた資金に係る保証料率については、なお従前の例による。

附　則
この改正は、平成20年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成21年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 23 年３月 25 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 23 年５月 30 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 24 年４月１日から施行し、改正後の鳥取県取引安定化対策資金制度要綱の規定は、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 25 年９月 20 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

（様式第１号）

取引安定化対策資金融資申込書

年　　月　　日

鳥　取　県　知　事　様

所　在　地
企　業　名
代表者氏名　　印
資 本 金　　万円
従業員数　　人
業　　種

取引安定化対策資金制度要綱第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり融資を申し込みます。

記

1　借入希望額　　千円
2　借入希望期間　　年（うち据置き　　月）
3　借入希望金融機関
（金融機関･支店名）
4　借入の理由
(1)（取引先企業名　　）が、
・倒産したため　（倒産の事由　　）
年　　月　　日に、
・事業活動の制限を行ったため
（制限の内容　　）
(2)　取引先事業者の概要
所 在 地
資 本 金　　万円　　業　　種
5　今回申請に係る取引先事業者との関係

倒　産　の　場　合		事 業 活 動 の 変 更 の 場 合	
当該事業者に対する債権額	千円	当該事業者との取引減少見込月額 (A)	千円
うち回収が長期又は困難な額	千円	過去１年間の当該事業者との平均取引月額 (B)	千円
		取 引 減 少 率 (A/B)	%
当の該取事引業依者存と度	(C)当該事業者との取引額（直近１年間）　千円 (D)全取引額（直近１年間）　千円 取引依存度 (C/D)＝　　%		

〔添付書類〕１　融資申込者が中小企業者及び組合であり、その取引先事業者が、中小企業信用保険法第２条第５項第１号又は第２号の規定に基づき経済産業大臣の指定を受けた者である場合は、市町村長の認定書
２　前２期の決算書
３　県税及び市税の納税証明書

上記のとおり確認しました。

年　　月　　日 担当者職氏名　　印

（様式第２号）

指　　導　　票

年　　月　　日作成

商 工 団 体 名	
作成者の役職氏名	

1　申請企業の概要

(1)　企 業 名　　(2)　所 在 地

(3)　資 本 金　　万円　　(4)　従業員数　　人

(5)　財務内容　　（単位：千円、％）

区　　分		前　期(　年　月期)	前々期(　年　月期)	特　記　事　項
損	売　上　高			
	減 価 償 却 費			
益	純　利　益			
貸	借 入 金 総 額			
	長 期 借 入 金			
	短 期 借 入 金			
借	経　営　資　本			
経	営業利益／売上高			
	支払利息／売上高			
営	当　座　比　率			
指	固定長期適合率			
標	自己資本／総資産			
	長期借入金／売上高			

2　取引変化の概況等（申請者からの聞取り及び参考資料等から取りまとめ。）

(1) 取引先事業者の状況・経過

(2) 申請企業との取引状況

(3) そ　の　他

3　所見・指導事項等（経営の維持、改善の見通し等）

4　添付資料

取引先事業者の状況を説明する参考資料等

鳥取県経営再生円滑化借換特別資金制度要綱

（目的）
第１条　この要綱は、厳しい経済環境を背景に資金繰りの安定を図りながら経営改善に取り組む中小企業者等に対して、超長期の借換資金により償還負担の軽減と経営改善の着実な取組みを支援することにより、中小企業者等の経営再生が図られることを目的として、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（融資対象者）
第３条　この資金の融資の対象となる者は、県内に事業所を有する中小企業者等のうち、経営改善計画を策定して取扱金融機関及び保証協会、並びに商工団体及び鳥取県経営サポートセンター等（以下「関係機関」という。）の支援を受けて経営再生に取り組むものであって、次の全てに該当する者とする。
（１）　最近３か月間又は直近決算期の売上高若しくは販売数量（建設業にあっては、完成工事高若しくは受注残高。以下「売上高等」という。）又は営業利益が平成 19 年４月以降のいずれかの年の同期に比べ減少しているもの
（２）　保証協会の信用保証付き借入金の借入残高を有するもの
（３）　保証協会の信用保証が付いていない借入金の借入残高がある場合には、当該借入金について、この資金の融資とは別に、金融機関から原則としてこの資金と同等な返済緩和効果のある借換等を行うことによって、資金繰りの改善効果を十分に発揮することができるもの
２　産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 53 条に定める事業再生計画実施関連保証（国の全国統一保証制度。以下単に「事業再生計画実施関連保証」という。）は、前項の経営改善計画が次の全てに該当する場合に適用することができる。
（１）　当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものであること
（２）　当該計画が経営サポート会議（関係機関が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定されたものであること

（融資条件）
第４条　この資金の融資条件は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>資金の使途</td><td>ア　借換資金
イ　アの借換と併せて行う経営再生の取組みに必要な運転資金及び設備資金
　なお、事業再生計画実施関連保証の適用を受ける場合であって、既往借入金が保証協会の保証割合が100％の保証付き借入金である場合、当該借入金の借換は責任共有制度の対象除外となる。（保証協会が100%保証する。）</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>15年以内（据置１年以内を含む。）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>10年以内　年1.43パーセント（変動金利）
10年超　　年1.60パーセント（変動金利）</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：％）
<table>
<tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>一般</td><td>1.08</td><td>1.04</td><td>0.99</td><td>0.94</td><td>0.89</td><td>0.85</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr>
<tr><td>特例(※)</td><td colspan="7">0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr>
</table>
※特例は、事業再生計画実施関連保証の適用を受ける場合に適用する。
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70％とする。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>割賦均等償還</td></tr>
<tr><td>進捗報告</td><td>　この資金の融資を受けた者（以下「借入者」という。）は、保証協会の定めるところにより、取扱金融機関に対して、毎期の決算後（原則として、融資実行後３年を経過する日を含む事業年度の決算まで）、経営改善計画の進捗状況について報告を行うものとする。また、報告を受けた取扱金融機関は保証協会にその内容を報告するものとする。
　なお、事業再生計画実施関連保証の適用を受けてこの融資を受けた者につい</td></tr>
</table>

	ては、上記報告を４半期ごとに行わなければならない。（この場合の取扱金融機関の保証協会への報告は、毎期の決算後のみで足りる。）
経営支援	進捗状況の報告を受けた取扱金融機関及び保証協会は、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、借入者の経営改善計画の達成に向けた経営支援を行うものとする。 なお、事業再生計画実施関連保証の適用のもと融資を実行した取扱金融機関については、保証協会に対し、借入者の毎期の決算後、自らの経営支援状況を報告しなければならない。
損失補償	この要綱に基づき保証協会が保証した債務について代位弁済が発生した場合には、県は別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に対して損失補償を行うものとする。

（融資の申込み）
第５条　この資金の融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、取扱金融機関と協議を行った上で、経営再生円滑化借換特別資金申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に経営改善計画書等の関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。
２　申込書の提出を受けた商工団体は、対象者要件の確認及び内容の精査を行った上、必要に応じて意見を付して、申込書の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を予定している取扱金融機関及び県にそれぞれ送付するものとする。
３　取扱期間は、平成 24 年８月１日から令和６年３月 31 日までの申込受付分とする。

（融資の審査と実行）
第６条　保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関、申込みを受け付けた商工団体に対して審査結果を通知するものとする。
２　審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（資金措置）
第７条　この資金を運用するため、県は、基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、取扱金融機関に対して次のとおり資金措置を行うものとする。
（１）　県
ア　補助金交付額　　この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額
イ　補助対象期間　　年度更新とし、前条第２項の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。
（２）　市
ア　預託額　　この資金の融資額に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じて得た額
イ　預託利率　商工労働部長が別に定める割合とする。
ウ　預託期間　年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（融資実行の報告）
第８条　基本要綱第８条に定める報告先は、県及び市とする。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成 24 年８月１日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則
この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 26 年３月 10 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、令和２年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、令和５年４月１日から施行する。

別記様式

年　　月　　日

経営再生円滑化借換特別資金申込書

鳥取県知事　○○　○○　様

（申込者）
所 在 地
電話番号　　（　　）
企 業 名
代表者名　　印

鳥取県経営再生円滑化借換特別資金制度要綱（以下「要綱」という。）第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

１　申込者の概要等

資 本 金(元 入 金)	千円	従 業 員 数	人
業　　種	※具体的に記載すること。		

２　借入申込み

借　入 希 望 額	千円 （うち借換　　千円　・運転　　千円　・設備　　千円）
借入期間	年　　月（うち据置　　年　　月）
借　入 金融機関	銀行・金庫　　支店

３　最近３か月間又は直近決算期の売上高、販売数量又は営業利益の状況

〔売上高・販売数量・完成工事高・受注残高・営業利益〕※左のうち該当するものに○を付けること
※下記「最近３か月間の状況」又は「決算」のうち、いずれか一方を記載すること。（単位：千円）

	時　　期	当該年（　　年） （A）	平成19年４月以降の いずれかの年（　　年） （B）	適用の可否
最　近 ３か月間 の 状 況	年　　月			
	年　　月			
	年　　月			
	合　　計			A＜B
決　算	決　算　期	直　近　決　算（C）	年度期決算(D)	適用の可否
	年　　月			C＜D

（注）建設業にあっては、「売上高又は販売数量」を「完成工事高（未成工事受入金を含む）又は受注残高」とする。

４　借入金の内訳

（１）既往借入金の状況（本資金借入前の借入状況をすべて記載すること）　（単位：千円）

番号	金融機関名	借入日	最終期日	当初借入額	現在残高	元金月返済額	資金名称	保証有無
			（　　）			（　　）		
			（　　）			（　　）		
			（　　）			（　　）		
			（　　）			（　　）		
			（　　）			（　　）		
			（　　）			（　　）		
			（　　）			（　　）		
			（　　）			（　　）		
合　　計								

（注１）契約（一口）ごとに記載。行が不足する場合は、適宜、別紙を作成して添付すること。
（注２）借入金の条件変更を受けているときは、最終期日欄及び元金月返済額欄の上段（　）に条件変更前の返済日（返済額）を記載し、下段に変更後を記載すること。２回以上変更しているときは、下段には最新分を記載。条件変更を受けていない借入金は、上段（　）の記載は不要。
（注３）現在、元金返済が据え置き期間にあるときは、据置期間終了後の元金返済（予定）額を元金月返済額欄の下段に記載すること。
（注４）資金の名称欄は、県の制度融資の冒頭に「県」を記載。例）県経営活力強化資金
（注５）保証有無欄は、信用保証付きのとき「有」と記載し、保証なし借入金は空欄とすること。

（２）本資金借入後の状況（本資金借入れ後の状況を記載すること）　（単位：千円）

番号	金融機関名	借入日	最終期日	当初借入額	現在残高	元金月返済額	資金名称	保証有無
			（　　）			（　　）		
			（　　）			（　　）		
			（　　）			（　　）		
			（　　）			（　　）		
			（　　）			（　　）		
			（　　）			（　　）		
合　　計								

（注）借換後の状況を記載すること。

５　経営改善計画の概要

経営改善計画の要点を簡潔に記載。記載欄が不足するときは、適宜別紙を作成して添付のこと。

（１）経営上の問題点･改善点

（２）経営再生に向けた経営改善のための取組内容

（３）ニューマネーの使途　※借換資金に併せて運転資金又は設備資金の借入を行う場合のみ記載。

※資金の使途をそれぞれ記載すること。

（４）経営改善による財務計画

（単位：千円）

	実績(前期) ／　期	当期計画 ／　期	次期計画 ／　期	3年後計画 ／　期	5年後計画 ／　期	最終年度計画 ／　期
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販売費・一般管理費						
営業利益						
経常利益						
税引前当期純利益						
当期純利益　　E						
減価償却費　　F						
ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ　G (E+F)						
借入金の年間返済額　H						
G－H						

【申込者の情報の取扱いに関する同意事項】

申込書（添付書類を含む。）については、取扱金融機関、保証協会、申込先の商工団体及び鳥取県経営サポートセンターにおいて内容の閲覧を行います。これは、申込者に対する融資、保証及び経営支援のために行われるものであり、それ以外の目的には使用しません。

また、本資金の借入者については、経営改善計画の進捗状況について、取扱金融機関及び保証協会に対して定期的に報告を行っていただくことになります。

本資金の申込みにあたっては、当該取扱いについて同意の上、申込みを行って下さい。

同意者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （自署で記入してください。）

【添付書類】※各１部

1　試算表など、最近３か月の売上高若しくは販売数量（建設業にあっては完成工事高（未成工事受入金を含む。）又は受注残高）、営業利益が平成19年４月以降のいずれかの年の同期と比較して減少していることが確認できる書類（要綱第３条第１号の申込み区分に応じて（決算書では確認できない場合に）添付すること）
2　前２期の決算書
3　納税証明書（県税及び市税）
4　取扱金融機関に提出した経営改善計画書の写し
5　既往借入金全て（借換を行わないものも含む）の借入状況が確認できる書類（返済予定表の写し等）

６　本借入申込みに対する意見等

※申込書を受付けた各商工団体において、必要に応じて記載してください。

記載者	商工団体名
	役　　職
	氏　　名

鳥取県再生支援資金制度要綱

（目的）
第１条　この要綱は、経営の再建を図る中小企業者等に対し、経営改善計画に基づく再生事業の実施に必要な資金の融資を行うことにより、県内産業の再生に資することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（融資対象者）
第３条　この資金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する中小企業者等とする。
（１）　鳥取県中小企業活性化協議会（以下「協議会」という。）の支援を受けて策定された経営改善計画に基づき再生事業を実施する者
（２）　保証協会の再生・再挑戦審査会において認められた再生計画又は創業・再挑戦計画（以下「再生計画等」という。）に基づき再生事業を実施する者

（融資条件）
第４条　この資金の融資条件は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>資金の使途</td><td>経営改善計画の再生事業の実施に必要な運転資金・設備資金（金融機関の借換資金を含む。）</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>１億円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>15年以内（据置１年以内を含む。）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>10年以内　年2.10パーセント以内（変動金利）
10年超　　年2.40パーセント以内（変動金利）</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>前条各号の該当者ごとに、下表のとおりとする。
（単位：％）
<table>
<tr><td colspan="2">料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>(1)</td><td>第1号該当</td><td>1.08</td><td>1.04</td><td>0.99</td><td>0.94</td><td>0.89</td><td>0.85</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>第2号該当</td><td>1.23</td><td>1.18</td><td>1.13</td><td>1.08</td><td>1.02</td><td>0.95</td><td>0.90</td><td>0.70</td><td>0.50</td></tr>
</table>
※第３条第１号に該当するもののうち経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70％とする。
※求償権消滅保証の適用を受ける場合は、料率区分(2)を適用する。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>割賦均等償還</td></tr>
<tr><td>損失補償</td><td>この要綱に基づき保証協会が保証した債務（前条第１号に該当する債務に限る。）について代位弁済が発生した場合には、県は別途保証協会と締結する「損失補償契約」に定めるところにより、保証協会に対して損失補償を行うものとする。</td></tr>
</table>

（融資の申込み）
第５条　この資金の融資を受けようとする者は、以下の区分により、再生支援資金融資申込書（様式第１号）に事業再生計画書ほか関係書類を添えて提出するものとする。
（１）第３条第１号に該当する者
　金融機関及び保証協会と協議を行った上で、県に提出する。
（２）第３条第２号に該当する者
　保証協会に提出する。

（融資の内定と実行）
第６条　融資の内定は、以下の区分により行うものとする。
（１）第３条第１号に該当する者

県は、融資申込書の内容を審査し適当と認めたものについて、内定一覧表（様式第２号）により金融機関及び保証協会に通知するものとする。

（２）第３条第２号に該当する者

保証協会は、融資申込書の内容を審査し適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うものとする。

２　内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（資金措置）

第７条　県は、この資金を運用するための資金措置を行わないものとする。

（融資実行の報告）

第８条　基本要綱第８条に定める報告先は県とする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は平成 18 年４月１日から施行し、平成 18 年度の貸付けから適用する。

２　この要綱の実施以前に行われた「鳥取県中小企業再生支援資金」の融資に係る、県の金融機関に対する資金措置は預託とし、預託額は融資残高に対し商工労働部長が別に定める割合を乗じた額とする。

附　則

この改正は、平成 19 年４月１日から施行し、平成 19 年度の貸付けから適用する。

附　則

１　この改正は、平成 19 年 10 月１日から施行し、同日の貸付けから適用する。

２　平成 19 年 10 月１日前に貸付けられた資金に係る保証料率については、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成 20 年４月１日から施行し、平成 20 年度の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 24 年４月１日から施行し、改正後の鳥取県再生支援資金制度要綱の規定は、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附　則

この改正は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 25 年８月２日から施行し、平成 25 年度の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 27 年 12 月 28 日から施行し、平成 27 年度の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和元年７月 30 日から施行し、令和元年８月１日以降の貸付けから適用する。

附　則

この改正は、令和５年４月１日から施行する。

（様式第１号）

年　　月　　日

再生支援資金融資申込書

鳥取県知事　○○○○　様

（申込者）
所 在 地
企 業 名
代表者名　　印

再生支援資金制度要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

資本金（元入金）	千円	
従　業　員　数	常時　　人、臨時　　人	
主要製造・販売取　扱　品　等		
借　入　希　望　額	千円	
資　金　使　途	設備資金　　千円	運転資金　　千円
	（資金使途明細）	
借入希望金融機関		
借　入　期　間	年（うち据置　　年）	
本資金の過去の利用状況	年度　　千円 年度　　千円	

【要綱第３条第１号関係の確認欄】
本資金の資金使途は、経営改善計画の遂行に必要な資金であることを証明します。

年　　月　　日
鳥取県中小企業再生支援協議会　　印

【添付書類】
１　事業再生計画書（別紙）
２　鳥取県中小企業活性化協議会、又は保証協会の再生・再挑戦審査会の支援により策定された再生計画書の写し
３　県税局が発行する納税証明書
４　直近の決算書
５　見積書等金額の根拠となるものの写し

別紙

事 業 再 生 計 画 書

企業名（名称）	
代表者（氏名）	

企業の現状、事業計画及び期待される効果

再生事業の実施に必要な事業資金の内訳

	明細（名称・型式等）	数量	金額（千円）	着手予定年月日	完了予定年月日
設備					
運転	（利用目的）				

資金調達計画

資金調達内訳	金額（千円）	借入先・借入条件等
融資希望額		
自己資金		
金融機関（本件を除く）		
その他		
合計		

鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱

（目的）
第１条　この要綱は、地域経済に大きな影響を及ぼす経済環境の変化を受けて、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対して必要な事業資金の融資を行うことを目的として、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（経済変動事象の指定）
第３条　この資金の対象となる経済変動事象とは、県内中小企業者等の経営の安定に深刻な影響が生ずるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
（１）　為替相場の急激な変動、原材料価格等の高騰、財政・金融問題等に起因する海外経済の停滞その他の経済環境の悪化により、地域経済に大きな影響を及ぼすもののうち、商工労働部長が指定するもの
（２）　県内の中小企業者等と広範な取引関係を有する事業者（商工労働部長の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に限る。）が、事業再編等の事業活動の変更を行うことにより、地域経済に大きな影響を及ぼすもの
２　商工労働部長は、前項の規定による指定を行ったときは、鳥取県地域経済変動対策資金指定通知書（様式第１号）により、保証協会、商工団体、取扱金融機関及び市町村に通知するものとする。

（融資対象者）
第４条　この資金の融資の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当することについて商工団体の確認（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第２条第５項第３号の規定に該当し、同項の規定による市町村の認定を受けようとする場合は当該認定）を受けた者とする。
（１）　前条第１項第１号により影響を受けた中小企業者等のうち、次のいずれかの要件を満たすもの
ア　最近３か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ５パーセント以上減少している者
イ　最近１か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月の売上高等に比べ５パーセント以上減少し、かつ、その後の２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期に比べ５パーセント以上減少することが見込まれる者
ウ　その他必要により商工労働部長が別に定める要件に該当する者
（２）　前条第１項第２号により影響を受けた中小企業者等のうち、次のいずれかの要件を満たすもの
ア　取引総額のうち指定事業者との取引（指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある取引を含む。以下同じ。）の割合（以下「取引依存度」という。）が 10 パーセント以上を占める者のうち、次のいずれかの要件を満たすもの
（ア）　最近３か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ５パーセント以上減少している者
（イ）　最近１か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ５パーセント以上減少し、かつ、その後の２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期に比べ５パーセント以上減少することが見込まれる者
（ウ）　新たな取引関係の構築、新事業の展開（これまで行ってきた事業が帰属する業種と異なる業種（日本標準産業分類の細分類が異なる業種をいう。）に新たに進出するものをいう。以下同じ。）、販売促進のための新たな取組又は新技術・新製品の開発等を行うための具体的な事業を実施する者
（エ）　その他必要により商工労働部長が別に定める要件に該当する者

イ　指定事業者との取引関係はないが、指定事業者の事業活動の変更を受けて、経営の安定に明らかに深刻な影響が生じていることが認められる者のうち、次のいずれかの要件を満たすもの

（ア）　最近３か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ５パーセント以上減少している者

（イ）　最近１か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ５パーセント以上減少し、かつ、その後の２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期に比べ５パーセント以上減少することが見込まれる者

（ウ）　新たな取引関係の構築、新事業の展開、販売促進のための新たな取組又は新技術・新製品の開発等を行うための具体的な事業を実施する者

（エ）　その他必要により商工労働部長が別に定める要件に該当する者

（融資条件）

第５条　この資金の融資条件は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>資金の使途</td><td>運転資金、設備資金及び借換資金。ただし、借換資金は、運転資金又は設備資金の借入に併せて、保証協会の信用保証付き借入金（鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金及び鳥取県チャレンジ応援資金並びに保証協会が別に定める借換対象外の資金を除く。）のとりまとめを行う場合に限るものとし、借換資金のみの利用は認めないものとする。</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>商工労働部長が別に定める額</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>10年以内（据置３年以内を含む。）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年1.43パーセント（変動金利）</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：％）<table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>1.08</td><td>1.04</td><td>0.99</td><td>0.94</td><td>0.89</td><td>0.85</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr></table>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70％とする。
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）４号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、保証料率は0.80％とする。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>割賦均等償還</td></tr>
</table>

（融資の申込み）

第６条　この資金の融資を受けようとする者は、地域経済変動対策資金融資申込書（様式第２号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

２　申込書の提出を受けた商工団体は、融資対象者要件の確認及び内容を精査の上、必要に応じて意見を付して、申込書等の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を希望している取扱金融機関に送付するものとする。

（融資審査）

第７条　保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関及び申込書を受け付けた商工団体に審査結果を通知するものとする。

２　審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（資金措置）

第８条　この資金を運用するため、県は基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、市は預託により、取扱金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

（１） 県
ア 補助金交付額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額
イ 補助対象期間 年度更新とし、前条第２項に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「条件変更措置要綱」という。）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。
（２） 市
ア 預託額 この資金の融資額に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じて得た額
イ 預託利率 商工労働部長が別に定める割合とする。
ウ 預託期間 年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（融資実行の報告）
第９条 基本要綱第８条に定める報告先は、県及び市とする。

（融資条件の特例）
第 10 条 県は、第３条第１項の規定による指定ごとに、商工労働部長が特に必要と認めるときは、第５条の規定にかかわらず、資金の使途、融資利率、信用保証等の融資条件の特例を設けることができる。
２ 前項の特例の内容は、第３条第２項の通知に併せて保証協会、商工団体、取扱金融機関及び市町村に通知するものとする。
３ 第１項の特例を適用する場合で、保証協会の保証を必要としないときは、第６条第２項、第７条及び前条の規定にかかわらず、融資の申込み等に係る手続は、次条による。
４ 第１項の特例を適用する場合は、第８条の規定にかかわらず、市の預託による資金措置について、商工労働部長が別に定める。
５ 前項により、市の預託による資金措置を要しないとした場合、前条及び条件変更措置要綱別表２の本資金の項の報告先に「県、市」とあるのは「県」と読み替える。

第 11 条 前条第１項の特例を適用する場合で保証協会の保証を必要としないときは、第６条第１項の申込書の提出を受けた商工団体は、融資対象者要件の確認及び内容を精査の上、必要に応じて意見を付して、申込者が借入を予定している取扱金融機関に当該申込書を送付するものとする。
２ 前項の申込書の送付を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。
３ 前項により融資を実行した取扱金融機関は、翌月 10 日までに基本要綱第８条に定める様式第１号により、県及び市に報告するものとする。ただし、前条第４項により、市の預託による資金措置を要しないとした場合は、県に報告するものとする。
４ 取扱金融機関は、前項の報告に併せて、申込書を県に送付するものとする。

（その他）
第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成 24 年４月１日から施行し、同日以降に商工労働部長が指定した経済変動事象に係る貸付けについて適用する。

附 則
この改正は、平成 24 年 10 月５日から施行する。

附 則
この改正は、平成 25 年４月１日から施行する。

附 則
この改正は、平成 25 年９月 20 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 26 年３月 10 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 27 年３月９日から施行する。

附　則

この改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

１　この改正は、令和２年２月 14 日から施行し、令和２年２月 14 日の貸付けから適用する。

２　当該資金のうち、令和元年５月 16 日付第 201900041450 号で指定した「令和元年度国際経済変動」において、新型コロナウィルスによる影響に係るものの融資利率及び保証料率については、第５条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

<table>
<tr><td>融資利率</td><td>年１.43 パーセント（変動金利）
ただし、借入後５年間は年 0.7 パーセント（固定金利）とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：％）<table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>0.68</td><td>0.64</td><td>0.59</td><td>0.54</td><td>0.49</td><td>0.45</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.23</td></tr></table>ただし、借入後５年間は料率区分にかかわらず０パーセントとする。</td></tr>
</table>

附　則

この改正は、令和２年３月 18 日から施行する。

附　則

１　この改正は、令和２年５月１日から施行し、令和２年５月１日から同年１２月３１日までに保証申込を受付けたもので、かつ同年５月１日から令和３年１月３１日までに融資実行された新型コロナウイルス対策向け資金（令和元年５月 16 日付第 201900041450 号で指定した「令和元年度国際経済変動」のうち、新型コロナウイルスによる影響に係るものをいう。）に対し適用する。

２　この改正前に保証申込みを行い融資実行された新型コロナウイルス対策向け資金（以下「従来型新型コロナウイルス対策向け資金」という。）については、なお従前の例による。

３　令和２年６月 15 日前に保証申込を受付けたものに対する改正後の新型コロナウイルス対策向け資金（以下「改正後新型コロナウイルス対策向け資金」という。）に係る資金の使途、融資期間、融資利率、保証料率については、第５条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

資金の使途	運転資金、設備資金及び借換資金。ただし、借換資金は、運転資金又は設備資金の借入に併せて、保証協会の信用保証付き借入金（鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金及び鳥取県チャレンジ応援資金並びに保証協会が別に定める借換対象外の資金を除く。）のとりまとめを行う場合に限るものとし、従来型新型コロナウイルス対策向け資金を改正後新型コロナウイルス対策向け資金に借換える場合を除き借換資金のみの利用は認めないものとする。
融資期間	10年以内（据置５年以内を含む。）
融資利率	借入後５年間は年0.7パーセント（固定金利）とする。

<table>
<tr><td></td><td>６年目以降は、年１.43パーセント（変動金利）とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：％）<table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>0.68</td><td>0.64</td><td>0.59</td><td>0.54</td><td>0.49</td><td>0.45</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.23</td></tr></table>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35％とする。
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）４号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、保証料率は0.40％とする。
ただし、借入後10年間は料率区分にかかわらず０パーセントとする。</td></tr>
</table>

４　改正後新型コロナウイルス対策向け資金のうち、国費対象となるものの融資対象者、資金の使途、貸付形式、融資限度額、融資利率、保証料率、担保、保証人及び償還方法については、第４条、第５条及び前項の規定にかかわらず、鳥取県新型コロナウイルス感染症対応資金要綱（令和２年５月１日第 202000027683 号。鳥取県商工労働部長通知。）に定めるところによる。

附　則

１　この改正は、令和３年 12 月 22 日から施行し、令和４年３月 31 日までに保証申込を受付けたもので、かつ令和４年５月 31 日までに融資実行された新型コロナウイルス対策向け資金（令和元年５月 16 日付第 201900041450 号で指定した「令和元年度国際経済変動」のうち、新型コロナウイルスによる影響に係るものをいう。）に対し適用する。

２　改正後の新型コロナウイルス対策向け資金に係る資金の使途については、第５条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

<table>
<tr><td>資金の使途</td><td>運転資金、設備資金及び借換資金。ただし、令和３年４月１日前に保証申込を受付け融資実行された新型コロナウイルス対策向け資金の借入金については、令和３年４月１日以降に保証申込を受付け融資実行される新型コロナウイルス対策向け資金による借換えを認めないものとする。</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>10年以内（据置５年以内を含む。）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>借入後５年間は年0.7パーセント（固定金利）とする。
６年目以降は、年１.43パーセント（変動金利）とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：％）<table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>0.68</td><td>0.64</td><td>0.59</td><td>0.54</td><td>0.49</td><td>0.45</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.23</td></tr></table>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35％とする。
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）４号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、保証料率は0.40％とする。
ただし、借入後10年間は料率区分にかかわらず０パーセントとする。</td></tr>
</table>

附　則

この改正は、令和２年 12 月 22 日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この改正は、令和３年１月２９日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱第５条の規定は、令和３年２月１日以

後に受け付けた保証申込について適用し、同日前に受け付けた保証申込については、なお従前の例による。

様式第１号（第３条関係）

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　様

鳥取県商工労働部長

鳥取県地域経済変動対策資金指定通知書

鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱第３条第１項の規定に基づき下記のとおり指定を行ったので、同条第２項の規定に基づき通知します。

記

１　指定した経済変動事象（又は事業者名）

２　指定期間

３　追加する融資対象者の要件

４　融資限度額

５　その他

様式第２号（第６条関係）

地域経済変動対策資金融資申込書

年　　月　　日

鳥取県知事　○○　○○　様

（申込者）
所 在 地
企 業 名
代表者名　　印

鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱（以下「要綱」という。）第６条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1　申請企業の概要等

資 本 金(元 入 金)	千円	従 業 員 数	人
業　　種	※具体的に記載すること。		

2　借入申込み

借　　入 希 望 額	千円 （うち運転　　千円・設備　　千円・借換　　千円）
借入期間	年　　月（うち据置　　年　　月）
借　　入 金融機関	銀行・金庫　　支店

3　資金調達計画

資金調達内訳	金　　額	借入先・借入条件等
本　　資　　金	千円	
自　　己　　資　　金	千円	
本資金以外の借入金	千円	
その他（　　）	千円	
合計	千円	

4　資金使途の明細

（1）　運転資金の内容

※利用目的を具体的に記載すること。

（２） 設備資金の内容

明　　細（名称・形式等）	数 量	金　　額	着手予定日	完了予定日
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

（注）記載欄が不足するときは、別紙とすること。

（３） 借換資金の内容（※借換の対象となる既往借入金の状況を記載すること。）

金融機関名	資　金　名	借入年月日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
合　　計			千円	千円	千円	

（注）契約（一口）ごとに記載。県等の制度融資は、資金名の末尾に（鳥取県）などと記載。

５　申込区分

申込区分に応じて、次の□にレ印を記入し、経済変動事象名又は指定事業者名を記入。

□　要綱第４条第１号	□　要綱第４条第２号ア	□　要綱第４条第２号イ
（経済変動事象名　　）	（指定事業者名　　）	（指定事業者名　　）

６　対象者要件の確認

申込区分に応じて、次のうち該当するもののみ記載すること。ただし、中小企業信用保険法第２条第５項第３号に該当し同項の規定による認定書の交付を受けた者は、記載不要。（認定書を添付すること。）

（１） 最近３か月の売上高等（第４条第１号ア、同条第２号ア(ア)、同条第２号イ(ア)）

〔売上高・販売数量・完成工事高・受注残高〕※該当するものに○を付けること。（単位：千円、％等）

	当　該　年	前　　年	減　少　率
年　　月			(1-A/B)×100
年　　月			※下記は5％以上であること
年　　月			
合　　計	(A)	(B)	％

（注）数量のときは、内容に応じた単位を記載すること。（例：個、トン等）

（2） 今後３か月間の売上高等の見込（第４条第１号イ、同条第２号ア(イ)、同条第２号イ(イ)）
〔売上高・販売数量・完成工事高・受注残高〕※該当するものに○を付けること。（単位：千円、％等）

区　分	時　期	当 該 年（A）	前　年(B)	減　少　率 ((1-A/B)×100)
最近１か月 実　績	年　月			％
その後２か月 見　込　み	年　月			※上記及び下記の欄は５％以上であること
	年　月			
３　か　月	合　計			％

（注）数量のときは、内容に応じた単位を記載すること。（例：個、トン等）

（3） 事業計画の内容（全ての申込区分で記載）
融資を受けてこれから取り組む内容を記載すること。借換を行うときは、現状の問題点又は課題を明らかにして、今後取り組む経営改善等の内容を具体的に記載すること。

新たに進出する業種	※日本標準産業分類の細分類を記入（※要綱第４条第２号　ア(ウ)又はイ(ウ)の申込の場合に記入）

（注）記載欄が不足するときは、別紙とすること。

（４） 指定事業者との取引関係の内容（第４条第２号の申込は次のア又はイのいずれかを記載）

ア 直接影響（指定事業者との取引（間接取引を含む。）がある場合）（第４条第２号ア）

〔 直接取引 ・ 間接取引 〕※左のうち該当するものに○を付けること。

取引規模	期間（直近１年間）	取引総額（A）	指定事業者との直接又は間接取引の額（B）	取引依存度（B／A×100）
	年 月 日 ～ 年 月 日	千円	千円	%

〔間接取引の状況〕※間接取引の場合には、下記を記載すること。

取引先企業名	
所在地	
業種	
取引の内容	※申込者が、指定事業者と間接的な取引関係を有することが分かるように、取引（の連鎖）の状況を具体的に記載すること。

イ 間接影響（指定事業者との取引がない場合）（第４条第２号イ）

影響の内容	※指定事業者の事業活動の変化により申込者が受けた具体的な影響の内容について、可能な限り数値等を用いて記載すること。 （例示） 指定事業者の従業員を主たる顧客とした事業を行っている事業者のときは、その事業内容を記載するとともに、顧客数、販売額、取引量などの数値を用いて全体数量のうちの指定事業者の従業員数が占める割合（例 顧客数割合10パーセント／平成22年実績）などを記載。

［商工団体記入欄］　※上記(４)イの間接影響があることの確認結果

指定事業者の事業活動の変更により、申込者に深刻な影響があることを確認しました。

年　　月　　日

（商工団体名、役職名、氏名）　　印

7　本借入申込みに対する意見等
※申込書を受け付けた商工団体において、必要に応じて記載してください。

記載者	商工団体名
	役　　職
	氏　　名

【添付書類】※各１部
1　試算表など、最近１か月（最近３か月間）の売上高又は販売数量が前年同月と比較して減少していること、指定事業者との取引関係の状況（間接取引のときは指定事業者との取引のつながりが分かるもの等）が確認できる書類
2　最近２年間の決算書
3　納税証明書（県税及び市税）
4　見積書等金額の根拠となるものの写し
5　中小企業信用保険法第２条第５項第３号に該当し、同項の規定による市町村の認定を受けた場合は当該認定書
※事業計画・経営改善計画については、より詳細な資料の提出を求める場合がある。

鳥取県災害等緊急対策資金制度要綱

（目的）
第１条　この要綱は、災害等の発生により被害を受けた中小企業者等の事業活動の速やかな復旧を目的として、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年４月５日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（災害等の指定）
第３条　この資金の対象となる災害等とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害及び県内の中小企業者等の経営の安定に深刻な影響を及ぼす突発的な事故等のうち、商工労働部長の指定を受けたもの（以下「指定災害等」という。）とする。
２　商工労働部長は、前項の規定による指定を行ったときは、鳥取県災害等緊急対策資金指定通知書（様式第１号）により、保証協会、商工団体、取扱金融機関及び市町村に通知するものとする。

（融資対象者）
第４条　この資金の融資の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当することについて商工団体の確認（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第２条第５項第４号の規定に該当し、同項の規定による市町村の認定を受けようとする場合は当該認定）を受けた中小企業者等とする。
（１）　指定災害等により事業の用に供する施設、設備、製品又は原材料等に被害を受けた者
（２）　指定災害等により最近１か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月の売上高等に比べ５パーセント以上減少し、かつ、その後の２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期に比べ５パーセント以上減少することが見込まれる者
（３）　その他必要により商工労働部長が別に定める要件に該当する者

（融資条件）
第５条　この資金の融資条件は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>資金の使途</td><td>運転資金、設備資金及び借換資金。ただし、借換資金は、運転資金又は設備資金の借入に併せて、保証協会の信用保証付き借入金（鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金及び鳥取県チャレンジ応援資金並びに保証協会が別に定める借換対象外の資金を除く。）のとりまとめを行う場合に限るものとし、借換資金のみの利用は認めないものとする。</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>２億８千万円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>10年以内（据置３年以内を含む。）とする。ただし、前条第１号に掲げる者への融資のうち、設備資金に係るものの融資期間については、15年以内（３年以内の据置期間を含む。）とする。</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年1.43パーセント（変動金利）</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>全て保証協会の保証を必要とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：％）
<table>
<tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>1.08</td><td>1.04</td><td>0.99</td><td>0.94</td><td>0.89</td><td>0.85</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr>
</table>
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70％とする。</td></tr>
</table>

	※経営安定関連保証（セーフティネット保証）４号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、保証料率は0.80％とする。
担保	保証協会の定めるところによる。
保証人	保証協会の定めるところによる。
償還方法	割賦均等償還

（融資の申込み）
第６条　この資金の融資を受けようとする者は、災害等緊急対策資金融資申込書（様式第２号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。
２　申込書の提出を受けた商工団体は、融資対象者要件の確認及び内容を精査の上、必要に応じて意見を付して、申込書等の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を希望している取扱金融機関に送付するものとする。

（融資審査）
第７条　保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関及び申込書を受け付けた商工団体に審査結果を通知するものとする。
２　審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（資金措置）
第８条　この資金を運用するため、県は基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、市は預託により、取扱金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。
（１）　県
ア　補助金交付額　この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額
イ　補助対象期間　年度更新とし、前条第２項に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成 18 年４月１日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。
（２）　市
ア　預託額　　この資金の融資額に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じて得た額
イ　預託利率　商工労働部長が別に定める割合とする。
ウ　預託期間　年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（融資実行の報告）
第９条　基本要綱第８条に定める報告先は、県及び市とする。

（融資条件の特例）
第 10 条　県は、第３条第１項の規定による指定ごとに、商工労働部長が特に必要と認めるときは、第５条の規定にかかわらず、資金の使途、融資期間、融資利率及び保証料率の特例を設けることができる。
２　前項の特例の内容は、第３条第２項の通知に併せて保証協会、商工団体、取扱金融機関及び市町村に通知するものとする。

（その他）
第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成 24 年４月１日から施行し、同日以降に商工労働部長が指定した災害等に係る貸付けについて適用する。

附　則
この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 25 年９月 20 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 26 年３月 10 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 27 年３月９日から施行する。

附　則

この改正は、平成 27 年３月 12 日から施行する。

附　則

１　この改正は、平成 28 年 10 月 26 日から施行し、平成 28 年 10 月 24 日の貸付けから適用する。

２　当該資金のうち、平成 28 年 10 月 24 日付第 201600113813 号で指定した「平成 28 年 10 月以降に発生した鳥取県中部を震源とする地震」に係る融資利率及び保証料率については、第５条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

<table>
<tr><td>融資利率</td><td>年 1.43 パーセント（変動金利）
ただし、借入後５年間は年０パーセント（固定金利）とする。</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>下表のとおりとする。
（単位：％）<table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>0.68</td><td>0.64</td><td>0.59</td><td>0.54</td><td>0.49</td><td>0.45</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.23</td></tr></table>ただし、借入後５年間は料率区分にかかわらず０パーセントとする。</td></tr>
</table>

附　則

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和２年３月 18 日から施行する。

附　則

１　この改正は、令和２年５月１日から施行する。

２　当該資金のうち、平成 28 年 10 月 24 日付第 201600113813 号で指定した「平成 28 年 10 月以降に発生した鳥取県中部を震源とする地震」に係る融資期間及び据置期間については、第５条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

融資期間	12 年以内（据置５年以内を含む。）とする。ただし、前条第１号に掲げる者への融資のうち、設備資金に係るものの融資期間については、17 年以内（５年以内の据置期間を含む。）とする。

様式第１号（第３条関係）

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　様

鳥取県商工労働部長

鳥取県災害等緊急対策資金指定通知書

鳥取県災害等緊急対策資金制度要綱第３条第１項の規定に基づき下記のとおり指定を行ったので、同条第２項の規定に基づき通知します。

記

１　指定した災害等

２　指定期間

３　追加する融資対象者の要件

４　融資限度額

５　その他

様式第２号（第６条関係）

災害等緊急対策資金融資申込書

年　　月　　日

鳥取県知事　○○　○○　様

（申込者）
所 在 地
企 業 名
代表者名　　印

鳥取県災害等緊急対策資金制度要綱（以下「要綱」という。）第６条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1　申請企業の概要等

資 本 金(元 入 金)	千円	従 業 員 数	人
業　　種	※具体的に記載すること。		

2　借入申込み

借　　入 希 望 額	千円 （うち運転　　千円・設備　　千円・借換　　千円）
借入期間	年　　月（うち据置　　年　　月）
借　　入 金融機関	銀行・金庫　　支店

3　資金調達計画

資金調達内訳	金　　額	借入先・借入条件等
本　　資　　金	千円	
自　　己　　資　　金	千円	
本資金以外の借入金	千円	
その他（　　）	千円	
合計	千円	

4　資金使途の明細

（1）　運転資金の内容

※利用目的を具体的に記載すること。

（2） 設備資金の内容

明　　細（名称・形式等）	数 量	金　　額	着手予定日	完了予定日
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

（注）記載欄が不足するときは、別紙とすること。

（3） 借換資金の内容（※借換の対象となる既往借入金の状況を記載すること。）

金融機関名	資　金　名	借入年月日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
合　　計			千円	千円	千円	

（注）契約（一口）ごとに記載。県等の制度融資は、資金名の末尾に（鳥取県）などと記載。

5　申込区分

申込区分に応じて、次の□にレ印を記入。

□　要綱第４条第１号	□　要綱第４条第２号	□　要綱第４条第３号

6　指定災害等による影響の確認

申込区分に応じて、次のうち該当するもののみ記載すること。ただし、中小企業信用保険法第２条第５項第４号に該当し同項の規定による認定書の交付を受けた者は、記載不要。（認定書を添付すること。）

（1） 指定災害等による被害の内容（すべての申込区分で記載すること。）

※被害の内容を具体的に記載すること

（2） 今後３か月間の売上高等の見込（第４条第２号の申込区分は記載すること。）
〔売上高・販売数量・完成工事高・受注残高〕※該当するものに○を付けること。（単位：千円、％等）

区　分	時　　期	当 該 年（A）	前　　年(B)	減　少　率 ((1-A/B)×100)
最近１か月 実　　績	年　月			％
その後２か月 見　込　み	年　月			※上記及び下記の欄は５％以上であること
	年　月			
３　か　月	合　　計			％

（注）数量のときは、内容に応じた単位を記載すること。（例：個、トン等）

［商工団体記入欄］　指定災害等により影響があることの確認

指定災害等により、申込者に深刻な影響があることを確認しました。

年　　月　　日

（商工団体名、役職名、氏名）　　印

（3） 経営改善計画の内容（借換資金を利用する場合に記載）
今後取り組む経営改善等の内容を具体的に記載すること。

①現状における問題点又は課題

②経営改善方策又は新事業展開計画の内容等

（注）記載欄が不足するときは、別紙とすること。

7　本借入申込みに対する意見等

※申込書を受け付けた商工団体において、必要に応じて記載してください。

記載者	商工団体名
	役　　職
	氏　　名

【添付書類】※各１部

1　試算表など、最近１か月（最近３か月）の売上高等が前年同月と比較して減少することが確認できる書類（要綱第４条第２号申込区分のとき）
2　最近２年間の決算書
3　納税証明書（県税及び市税）
4　見積書等金額の根拠となるものの写し
5　中小企業信用保険法第２条第５項第４号に該当し、同項の規定による市町村の認定を受けた場合は当該認定書

※経営改善計画について、より詳細な資料の提出を求める場合がある。